

第四十三回国会 衆議院 商工委員会議録 第三十七号

昭和三十八年六月十四日(金曜日)

午前十一時五十三分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事白濱 仁吉君 理事中村 幸八君

理事南 好雄君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

浦野 幸男君 大高 康君

藏内 修治君 佐々木義武君

笹本 一雄君 正示啓次郎君

中川 俊思君 藤井 勝志君

村上 勇君 早稲田柳右衛門君

岡田 利春君 久保田鶴松君

久保田 豊君 小林 ちづ君

多賀谷貞稔君 中村 重光君

西村 力弥君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣 福田 一君

出席産業大臣 福田 一君

出席政府委員

大蔵事務官 泉 美之松君

(主税局長)

大蔵事務官 高橋 俊英君

(銀行局長)

通商産業政務次官 廣瀬 正雄君

通商産業事務官 川出 千速君

(鉱山局長)

中小企業庁長官 樋詰 誠明君

通商産業事務官 加藤 悌次君

(中小企業庁振興部長)

通商産業事務官 影山 衛司君

(中小企業庁指導部長)

委員外の出席者 員 田中 武夫君

大蔵事務官 松井 直行君  
(大臣官房財務調査官)  
専 門 員 渡辺 一俊君

六月十三日

委員春日一幸君辞任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

金属鉱業等安定臨時措置法案(内閣提出第一六九号)

中小企業基本法案(内閣提出第六五号)

中小企業基本法案(永井勝次郎君外三十名提出、衆法第一〇号)

中小企業組織法案(永井勝次郎君外三十名提出、衆法第一号)

中小企業基本法案(向井長年君提出、参法第四号)(予)

中小企業指導法案(内閣提出第七六号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)

○逢澤委員長 これより会議を開きます。

金属鉱業等安定臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。

本案は、金属鉱山に関する小委員会の審査に付しておりました案件であります。

この際、同小委員長から報告を聴取することにいたします。金属鉱山に関する小委員長、白濱仁吉君。

○白濱委員 ただいま議題となっております金属鉱業等安定臨時措置法案について、金属鉱山に関する小委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本小委員会は、先国会に引き続き、今国会においても、去る一月二十九日設置され、三月十五日第一回小委員会を開き、金属鉱業等の現状について政府より説明を聴取し、去る五月七日から十一日まで、東北地区の金属鉱山について国政調査を行なったのでありますが、五月三十一日、金属鉱業等安定臨時措置法案が本小委員会の審査に付され、以来六月六日、七日、昨十三日及び本日の四回にわたり小委員会を開き、審査を行なったほか、福田通商産業大臣及び政府委員と懇談を行ない、法案の取り扱い、特に附帯決議案の作成について協議したのであります。その結果、本小委員会の結論として、附帯決議を本案に付し、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

附帯決議の案文は、お手元に配付したとおりであります。

〔参照〕

金属鉱業等安定臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、自由化を迎え、緊迫しつつある事態に苦慮する金属鉱業等の実情を適確に把握し、その体質の改善を行ない、国際競争力を強化し、もつて、金属鉱業等の安定を図るため、次の諸点につき特段の配慮を払うべきである。

一、本法の趣旨の充実に期するたため、重要鉱産物滞貨買上げ機関を早急に設立するよう検討すること。

二、基本計画及び実施計画決定に当つては、これらの計画の裏付けとなる資金計画を明確にすること。

三、金属鉱業等の安定に協調する需者側に対して、その負担の軽減を図るための措置につき検討すること。

次に、その趣旨を御説明いたします。

御承知のように、銅、鉛、亜鉛等の鉱産物は、国際流通商品として投機性を有するため、他の商品に比較し価格の変動が著しく、加えて、海外相場によつて価格が支配される実情にある上、わが国金属鉱業は、比較的弾力性に乏しいのであります。かような実情から、自由化に対処して、本案の趣旨のより一その充実に期するためには、特殊法人として滞貨の買い取り機

関を早急に設立し、これに対する資金的裏づけ等の措置を講じ、不況時においても、国内鉱産物の生産並びに価格の安定をはかることがぜひとも必要であります。

次に、資金計画については、基本計画、実施計画を定める本案第三条、第四条には何ら明確な規定がないのであります。金属鉱業等の安定を期する上に、資金計画の重要なことはあらためて申すまでもないところであります。したがつて、基本計画、実施計画の策定にあつては、資金計画を明確にするるとともに、財政資金その他の資金対策が当然裏打ちされるべきであります。

最後に、本案により、需者側は、金属鉱業等の安定のため多大の協力を行なうのでありますが、この協力体制は、結果的には需者側といわば不利益の上で成立するものであります。したがつて、喜んで協力体制をとらせるためにも、需者側について、本案とは別に所要の優遇措置を講じ、過重負担とならないよう考慮すべきであります。

以上が附帯決議の趣旨であります。各位の御賛同をお願いいたします。

以上をもつて金属鉱山に関する小委員会の報告を終わります。

○逢澤委員長 以上で小委員長の報告は終わりました。

○逢澤委員長 おはかりいたします。本案についての質疑を終局するに御異議ありませんか。

一

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○逄澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○逄澤委員長 次いで、討論に入るの  
であります。通告もありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○逄澤委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○逄澤委員長 起立総員。よって、原案のとおり可決いたしました。

○逄澤委員長 次に、白濱仁吉君外八名からの附帯決議を付すべしとの動議について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○逄澤委員長 起立総員。よって、本動議のとおり、附帯決議を付するに決しました。

この際、通商産業大臣に発言を求めます。福田通商産業大臣。

○福田通商産業大臣 ただいま金属鉱業等安定臨時措置法案に対する附帯決議が当委員会において決定せられたのでございますが、右附帯決議につきまして、決議の趣旨を十分尊重いたしましたし、善処をいたしたいと存じます。

○逄澤委員長 おはかりいたします。本案に関する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○逄澤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○逄澤委員長 次に、内閣提出の中小企業基本法案、永井勝次郎君外三十名提出の中小企業基本法案及び中小企業組織法案、向井長年君提出の中小企業基本法案（予備審査）、並びに内閣提出にかかる中小企業指導法案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業協同組合法等の一部を改正する法律案、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、以上八案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。中村重光君。

○中村重光委員 政府並びに田中議員提出の基本法案に対しましては、質問いたしますが、基本法案に対しましては、与党の三委員、並びにわが党の横山、永井両委員から、全般にわたつての質疑が行なわれております。かつまた東京、大阪、名古屋の三地区における公聴会におきます各公述人から、問題の核心に觸れた公述が行なわれておるわけであり、これに對しては、大臣並びに榎詰長官から答弁が行なわれておるのでありますが、問題の中心である政策目標という点に對しては、一番論議が活発に展開されておるわけですが、これに對しては、大臣は、大企業と中小企業との間に格差があることは率直に認められ、この基本法案を提案するに至つた趣旨も、その格差をなくさなければならぬ、これをなくすることに對しては、国民経済の健全な発展をはかることができるのだ、こ

うことであります。問題として出ておられますのは、この二重構造、格差がどういふ形で出ておるかということに對しては、政府と社会党の考え方があるに違つておる、私はこのように感じておるわけであり、いま私がここで繰り返すまでもなく、大臣は、この格差というものは、大企業の圧迫、進出というものが否定できないとしても、大企業と協調する中において現在中小企業が置かれておる不利を補正していく、その中において格差を是正していくのだということであり、格差というものは、やはり構造的にとらえていくのでなければならぬ。

現象的にこの格差をとらえて、ただ金を補正していくという形においてこれを縮小すること、この格差は一時的に縮小することがあつても、これが拡大をしていくこととは否定はできないのだということであり、きわめて根本的な問題になるであろう、このように私は考えるのであります。

そこで、この格差の問題に對しては、それが根本的か、現象的に生じておるかということから、政府の政策目標と社会党の政策目標がそこで変わつてきておるといふことは当然であり、それが、まず大臣にお尋ねをしてみたいと思うのは、当面は格差を縮小していくのだ、この格差を解消するということが理想である、そういう考え方の上に立つておるようであり、この格差を解消するということと政策目標の根本に置かずして、理想としてこの格差を解消するといふようなことが、中小企業の健全な発展をはかることに

なるのかどうか。結局、大企業が設備投資をストップする、その他大企業が、今日優越的な地位を利用してあらゆる産業分野に進出しておるといふ点、あるいは税制の面において、金融の面において、中小企業より有利な政府施策を受けておるといふことをストップして、そこで中小企業に對する金融あるいは税制その他の施策というものが行なわれていくことになるならば、格差の縮小ということとは考えられるといたしても、大企業には、依然としてさらに国際競争力を強化するとか、あるいは産業の高度化をはかつていくといふような施策を積極的に進めていく。中小企業にもそれを行なっていくのだといたしまして、大企業の長足な発展というものは、どういふ追いつくといふことは考えられない、私は率直に感ずるのであります。そうなつてまいらますと、格差の縮小ということも、これは言うべくして行ないがたいということになるのではないかと。ましてや理想とする格差の解消といふものは不可能である、私は申し上げざるを得ないのであります。このことに對しては、大臣の考え方をお聞きしたい。大臣の考え方をお聞きしたい。大臣の考え方をお聞きしたい。

○福田通商産業大臣 ただいま御質問がございましては、政府は、中小企業基本法案においては、格差の縮小というこ

とをまず第一にしておつて、解消といふことを考えておらぬのではないかと、またそういうような縮小というようなことを考えておつても、今日のような時代においては、それは非常に実現しにくいではないか、こ

ういふ御質問だと思つておられます。私たちは、実を言いますと、しばしばここで申し上げておられますとおり、産業というものが、大企業と中小企業、中企業、小企業あるいは小々業ともいいますか、そういうふうに断層的にあるのではないのであつて、それはわれわれが、便宜にそういうふうにそれをどこかで線を引いておるのである。したがつて、傾斜的に—それが急傾斜であるか、ゆるい傾斜であるかは別としても、傾斜的に—と産業が並んでおる姿である。そのうちのある一定のところから以下を中小企業として取り上げていって、これに對する施策をするのであるが、数の上から言へば、それは大企業に比べたらはるかに多いものになりますから、數的には、問題はある意味では解決していくことになるけれども、しからば、今度は生産という面から見たらどうなるかといへば、大体半々ぐらいと思つておられます。上と下とわれわれの考えるような線をとつていくと、大体半々ぐらいに工業ではなるのではないかと、こ

ういふような考え方では、ございませぬ。いづれにいたしましても、それは格差を縮小するのが理想か、こ

ういふ理想だと思つておられます。格差解消が理想でございませぬ。ただ、格差を解消するの理想でございませぬが、それを實現していく場合に、順次これをやる形をとらざるを得ない。それはいろ

いろ

いろ

いろ

いろ

いろ

いろ

いろ

いろ

いもの財政的な制約を受ける場合もあるし、また自由主義経済の中における、その理論からくる一つの制約もあり得るでありませう。しかし、ほんとうをいえば、自由主義経済の中にあっては、格差が解消するということが理想であると私は考えておるわけでありませう。

そこで、そういう考え方で今度は日本の国内経済をもう一ぺん見ましたときに、日本の国内の経済というものが、日本だけでやっていると見ると、いろいろ問題が起る。大企業に回す金融を押しつけて中小企業のほうへ回せばいい、あるいは税制面で下のほうをうんとよくすればいい、ということになりますが、さうもなつておるわけでありませうが、しかし、今日の事態はどうであるかというのと、国内だけではない。国際的な競争を受ける。すなわち、自由化の段階にきておるのでありますから、国際的な影響を受けるということになります。国内だけの産業をどう処置するかということですと、外から影響がないということであれば、かなりドラスタチックな考え方で解消の方向に向かい得る場合もあるのですが、今日では、自由化というものが一つ外からくる競争が激しいわけでもございませうから、それに対して産業が生きて残っていくには、その産業に所属する大企業であろうと中小企業であろうと、みな相当な近代化をやり、あるいは合理化をやり、いろいろな努力をしなければならぬということになる。その場合に大企業はほおつとしていてもやっつけていけるんだというふうな情勢ではないと、私たちは考えておるわけでありませう。そうすると、大企業自体も、やはり自由化に対処して、

まだ相当近代化をはかり、設備の改善をはかり、あるいはその他のいろいろな施策をやつていかなければならぬ。それじゃ、それに関連しておる、あるいはそれと同じような種類の仕事を営む中小企業はどうだ、これはまずまずやらなければいけない、こういうことになるわけでありませう。そういう場合において、いままで格差がある、その格差が、このままでほうつておいたのではますます開く可能性がある。私は開くおそれがあると思ふ。大企業のほうはどんどんやっつけていく、さういうことでは困るから、中小企業のほうもどんどん追いつけるように努力をしなければならぬ。政府も地方公共団体も大いに骨を折らさう、あらゆる意味においてさういふ骨を折らさうというものが、この基本法の考え方でもございませうから、いま、あなたが社会党の案とは違ふじやないかとおっしゃいましたが、違ふじやないことがありとすれば、大企業と中小企業の間に断層がある、二重構造だ、こゝろ考へるか。傾斜的に並んでおるのであつて、これは便宜で一応ある程度切つておると考へるか。それにしてもその上のものと下のものとはだいたい違ひがありますから、それを一つの断層と見るべきだといふのは、これは学説になつてしまつて實際問題にはならない。しかし、断層をもし認めるのである、断層は幾つもあると思ふのである。小企業と中企業の間に、断層がやはり存在すると思ふのであります。しからば、今度は中小企業基本法じやなく、小企業基本法といふやつもつくらなければいけませんという理屈も出てくるかと思ふ。もちろんそれでも差しつ

かえない、さういふこともやつてい、悪いとは申しませんけれども、しかし、だんだんに育てていくといふことでは、中小企業といふものについてできるだけのことにまた手を加えてくふふをするといふふうなやり方でもやつていくのであつて、われわれは決して解消を理想にしていないわけではございませぬ。その点では、おそろく社会党の皆さんと考へ方を一にしておる。ただ、現象のとらえ方について意見が少し違ふ。そのとらえ方が違ふがゆゑに、政策面での相違が出てくるのではないかと、さういふふうなわれわれは考へておるわけでもございませぬ。

○田中(武)議員 お答えいたします。いま中村委員が御指摘になつた点が、実はわが社会党案と政府案との基本的な相違であらうと思ふので、先ほど大臣も触れましたが、法文でいふならば、政府案の第一条の格差是正、社会党案の第二条の二重構造の解消、さういふ考へ方がすべにかかつておると思ふ。そこで、何回か申し上げましたが、大企業と中小企業との間の違ひは、いま大臣の言われたように、傾斜的なものであつて、數的な違ひである。たとえば一方が、何億という資本であり、何千という従業員がある。それに対して一方が、何千万、あるいは二百人、三百人だといふ數の違ひである、さういふように認識しておられるよりでありませぬが、私は、さうではなから出てきたのだ、さういふ考へで、大企業と中小企業の間には、やはり二重構造がある。それを解消するといふことが基本になつております。したがつ

て、そこから出発いたしましたして、たとえば事業分野の確保、さういふ問題は、やはり基本的な考への違ひから出てくると思ふ。さらにまた、政府案が、経済合理性の追求といふ点で、中小企業基本法が経済政策に終わつておる、さういふたがたでまゝになつておるのに対して、わが社会党案は、経済政策とともに社会政策をも加味しておるところが違ふのであります。

○中村(重)委員 大臣の答弁を伺つて感ずることは、いまの御答弁といふのは、いままでも何回か質問者に対して答へられた、社会党案との関係について、断層があるか見ないかといふ違ひだ、傾斜的にはそれは格差はあつて、さういふ御意見でありませぬ。ところが、政策目標の中に、いま日本の経済の姿といふものが非常に変貌してきた、さういふおられるわけですね。それはさういふおられるたかといふと、いわゆる貿易自由化の問題である、あるいはまた高度経済成長政策の中における技術革新、技術革命といったようなもの、これは高度経済成長政策といふことだけだけでなく、国際的な経済の動向といふこと

も、もちろん大臣がいま言われたような形で一つの變貌をもちましたことになつておる、さういふ思ひです。だけれども、さういふた技術革新であるとか、あるいはまた貿易自由化の中に、日本が鎖国経済をやつていくといふわけにはいかない、いわゆる開放経済である、さういふ形に現在日本は置かれてきた。さらにまた、さういふ中から資金的な面において、あるいは労働力の供給が中小企業に対しては非常に不足してきておる。さういふように、現象的に問題をとりだしてきておる。さうなつてくると、中小企業と大企業との格差は、さういふ問題が起つてきたといふそのことから、大臣はいわゆる断層といふことは否定されるわけでありませぬが、さういふ格差といふものは生じてきたのかどうか。さうでなかつたといふことは、大臣も認めなければならぬと私は思ふ。さうなつてくると、大臣がこの格差を現象的にとらえておるといふことには、私は矛盾があると思ふ。大企業と中小企業との間における格差、あるいは生産性の格差、二重構造があるといふことは、大臣は歴史的に否定できない。さうなつてくると、社会党が言つておる、いま提案者から御答弁がありましたよ、なことを否定することは、正しくない、では大臣は、理想的には解消であるといふ大臣は、理想的には解消であると言われたのであります。当面は縮小しなければならぬ。その解消をするためには、やはり根本的な問題にメスを入

出していく、その中から政策目標を打ち出すといふことでは、理想とする格差の解消といふことにはな

らないのじゃないか。また、先ほど私が申し上げましたように、また大臣もいまお認めになりましたように、鎖国経済でなくて開放経済の中において、国際的に日本の経済を進展させ、安定をさせるためには、大企業も、設備投資を行ない、生産性を上げていかなければならない。そういうことになってくると、具体的には金融、税制その他のあらゆる面において、大企業の発展をはかっていかねばならぬ。こういうことになってくると、その格差というものは、なかなか当面の目標としておろす縮小する可能性がなくなってくるのではないかと私は思うわけです。ですから、その点について大臣のお答えを重ねて求めたいと思います。

○福田内務大臣 結局あなたのお話を詰めていきますと、鎖鎖経済というか、日本が自由化をしない段階においては、二重構造は存在したじゃないか、そういうことを認めるべきだし、しかし、今日自由化されてきたので、それがますます開いてくるということでは、政府はこういうことを考えたんじゃないか、したがって、依然として二重構造を認めなければならぬじゃないか、こういう御質問のように私は受け取って、それについてお答えするのですが、私は、そのところがちょっとどうしても、頭が悪いからわからないのかもしれないけれども、社会党さんのおっしゃることがよくわからない。というところは、今度でも、政府案と社会党案で違っておるところは、私たちは五千万円以下あるいは三百人以下、こういうことを言っていて、どっちでもないんだ、こういう考え方。社会党のほうでお考えになっているのは、三千万

円以下、三百人以下、しかも両方が合わさらないか、こういうことを言っている。そうすると、われわれの考えている場合の数字と社会党さんが考えておいてなる数字の差は、幾つあるかは別ですが、われわれがこちらから施策したい、あなた方がこちらでいいんだという、その間にある中小企業——中小企業といっているかどうかわからない、その企業とそのすぐ下、ボーダーラインにある企業とで、一体言われるがごときそんな断層があるのだから、私は、断層とは見ないで、傾斜的に進んでおるのだと見たほうが、姿としては納得がいくという感じを抜けない。大企業というものがちゃんとして別にあると、全然それと性格の変わった中小企業というものがここにあって、それに対する考え方を肯定すれば、社会党のおっしゃるようなものも考え方もうなづけるのであります。私は、何も法文を全然読んでないわけじゃない。それを基礎にお答えをしておる。ところが、いま言うように、われわれの見るところでは、産業というものは、なだらかに順々に並んでいきます。資本金でいえば、何千億円から何百万円までの間ずつと並んでいくと思っております。その場合に、あなた方のとられる中小企業は三千万円以下だということ。われわれは五千万円以下だということ。それじゃ四千万と三千万との間に一体どういう断層があるか、三千万と三千万との間にどういう断層があるのしょうかというところについて、はっきりしたところを断層があるのだということをおっしゃる。

と、われわれはその納得がいかにぬ。われわれは、そこはすべて傾斜的に並んでおるんだから、とり方で五千万が六千万になっても、そのときの事情では変わってもいい、しかし、そこに一つの特徴が出てくるんだから、やはりある程度の特徴があるという場合でも、百の特徴があったときに百一のほうはどうか、あるいは九十五しかないものと百との間はどういうふうに見るのだということになると、断層ということばで表現するのはいかどるかというところは、かなり問題があるんじゃないかと思う。こういうことでございまして、これ以上は、あなたはお察しな御意見がございまして、われわれはわれわれの一つの考え方を保持しておるので、いわゆる見解の相違ということに相なりますから、私はこれ以上はお答えしにくいと思っておりますが、少なくともわれわれの考えが御理解を願えれば、非常にありがたいと思っております。

意見ですが、私は、そうではなくて、これは三千万円、五千万円のところではそういうことか少しはありますが、中小企業と大企業との間には、体質的な違いがあると思う。なぜそういうものができたのかということになりますと、欧米と違っています。わが日本は、明治の改革といいますが、あの明治の時代において、封建制の上に直ちに資本主義が入ってきた。十分に資本主義を発達させるためには、封建社会といいますが、封建制というものを十分払拭しなくてはならない。ところが、そうではなくして、封建的な思想、封建的な制度を含みながら、抱きながら、資本主義が発達してきた。そういうことで、われわれの日本においては、諸外国の大企業とは違ったものが出来ておる。したがって、そこに構造的なものがあ

○田中(武)議員 結論的に言え、いま大臣がおっしゃったように、見解の相違ということにならうと思っておりますが、私のほうからも、われわれの考え方をもう少し補足しておきたいと思っております。いま大臣のおっしゃったように、中小企業の範囲のきめ方が、政府案と社会党案では違いました。したがって、対象事業所というか、対象者がしぼられてくる。まさに社会党のほうは、しぼられるようにしております。限られたものにおいて手厚い施策を行なうには、対象を少しはぼったほうがいい。それから三千万円のあるいは五千万円というところはきめ方であって、傾斜の面に

行なうことによつて、その構造的なものを解消していくのだ、これが、われわれの考え方であることを明確にいたしておきます。

○中村(重)委員 理論的にいろいろ展開して見ると、これは見解の相違だというよりな形で大臣は終始する。そこで私は、法案全般にわたつて質問したいと思っております。しかし、私がどうしてこの問題を特にたずねるかというところは、やはりこの基本法というものは、政策目標が一番大事だと思つておる。大企業と中小企業との格差、経済の二重構造というものをとらえ方によつて、この政策目標が変わつてきましようし、その政策目標によつて具体的な施策というものが変わってくる。そこで、きわめてこれは重要であるとは私は判断をします。ただこの問題だけ大臣と理論闘争をしようなんという考え方で申し上げておるのではないんです。したがって、この問題に対しては、一番真剣な取り組みをしなければならぬと思つておるのです。

そこで、理論的には見解が違ふのだということでは、数回の答弁を聞いてもそれで済ましよう、きょう終日やつておりましたも、平行線だらうと私は思ふ。そこで、端的にお尋ねをしますが、格差はどうして起こつたのか。中小企業の対策も、大臣も、御就任後、少くとも相当念頭に置いて、あらゆる施策をおとりになつたらうと私は思ふ。前任の佐藤大臣もそうでありましようし、前々からの歴代の通産大臣その他関係者も、中小企業という問題

その他関係者も、中小企業という問題

を決して軽視しようという考え方があったとは思っておりません。その度合いは別といたしまして、何とか中小企業の振興をはかっていきたいという気持はあったのであります。そのための施策もやっているのであります。ところが、格差は縮小したのではなく、拡大の傾向にあるという事は、何を物語っておるのか。やはりこの格差を現象的にとらえてきた、施策は講じたけれども、大企業に対する施策はより積極的にとられてきた、そういう当面の施策の中からは問題の解決をしなかつたことを、率直に物語っておるのではなからうか、やはり根本的にメスを入れる、根本的に解決する、こういう取り組みがなされなかつたことが、今日中小企業と大企業との関係は是正されないし、中小企業の振興が行なわれなければならぬ原因をここに認めなければならぬのではなからうかと私は思います。したがって、ただいまお尋ねをしました格差は、どうして起つてきたのか、いままでも施策をやつたにかかわらず、どうして格差は縮小しなかつたのか、そのことに対しての大臣の見解を伺つてみたいと思ひます。

○福田国務大臣 私は、日本の中小企業が、歴史的な、地理的な、また人口密度等の関係から、特殊の形をとつておることについては、先ほど田中さんから言われたことを否定も何もしないと思ひません。そういう意味では、あなたとおも同じだろうと思ひます。しかし、およそ事業というものは、大企業といつても、資本金がうんと要るもの、たとえ鉄鋼業だつたら、いまの世界

経済の中ではどれくらいの規模でやるのが一番合理的かというのがあると思ひます。その場合に、鉄鋼ではなくて、繊維産業だつたらどうだ。繊維産業にしても、原料産業はどうなるかということになる。これにはやはり適正規模というものがある。それ以上にふやしても効果はありません。だから、百億でも大企業なら、一千億でも大企業、適正規模というものはある。だから、そういうものはある一定の適正規模があるわけ、中企業であつてもうまくいく仕事もあると思ひます。そういう場合に、やはり適正規模があるわけですから、すべてのものを資本金で全部一緒にするなんというのではできないことは、あなたもよくおわかりのことと思ひます。ですから、従業員の場合も、また同じようなことがいわれるわけです。この点は同じようなことが考へられる。資本金に応じて適正規模で仕事をするということになれば、大体これくらいの人が適正であるという数字が出てくる。それに応じてちゃんと仕事ができるといふことだから、言ひます。やはり産業というものは、必然的に大きいものからだんだん小さいもの順次並べてみると、結局並ぶようになつてしまふのじゃないかと私は思ひます。

そこでいまあなたの方と私たちの間で真剣に検討されているものは何かといふと、その仕事の中で所謂しておる人が得る利益を平等にするようにしないければいけない、それが格差の是正といふんですか、解消といふんですか、問題なんだ。規模が問題じゃないので、規模の点からいつたら傾斜的にこう並んでおるものを、一べんこら辺で切つてみますと、その格差は上のほうを平均したのと下のほうを平均したのとの差は、こうなります。いづれにしても、その中の一人一人の所得であるいはまた付加価値をどれだけつけるかというやうなものであつて、上のほうの人が三千人使つていて付加価値が百でも百なら、三人しか使わなかつても百できるやうにするのが解消だろ、これは一番いいわけでありませう。そういうふうにしていくと、どうしてわかれは議論をすべきであつて、これは私の考え方なんです。あなたにそれをそのおりのみ込み、どうして承服せよと言わない。断層でもつて事を考へる必要はないのではないでしようか。だから、大企業のうちで、やはり格差というものがちゃんと出ております。同じ大企業でも、鉄鋼業と精油業とでは、ずいぶん違います。そしてまた、その利益率についても、うんと違つておるわけでありませう。付加価値もまた違つております。そういうものが解消することは理想であります。どこでも同じやうになる、これはもう一番いいことなんです。そういうことに努力するといふ意味で、私たちがこれを出している。しかし、その場合に、一べんにそういうことができると言へば、私は、社会主義経済をどうも、できないだろ、と思つておられます。この付加価値全部一緒にするなんて、そんなことはとてもできるものではない。神さまや仏さまの世界でもない、できないではないかと思ひます。いむすかしいことだと思つておる。

だ、そこに理想を置いてやらなければならぬ。理想はそこまで持つていかなければならぬ。そのためには、税制の面とか金融の面とかで、できるだけこういふふうにやりたいのだ、こうしてこれというやうなことがあれば、適正規模のものまで持つていって、そしてどんどん仕事をさせるやうに困も協力する、こういうことでいくべきではないか。もしこれが社会主義であつたら、ノルマを働かねばめしを食わせるないやうなことで、自由経済の場合には、本人が働く意思を持つていないのに、幾ら金をつけてやる、これを使ふとか、税金をまけてやるぞと言つたつて、もうけなかつたことにはどうにもならないと思ひます。そういうことを考へてみると、断層としてものを考へた場合にいよいよ格差を解消するといわれない場合も、われわれのように傾斜的である場合も、われわれは共通なものがたくさん出てくると思ひます。一人が持つ付加価値をできるだけ同じにしようじやないか、所得をどう考へようじやないか、これは何も社会党と自民党と意見が違ふはずはないと思ひます。そこを断層としてごらんになるのですから、どうもわれわれもそのところはわかりませう。ポーターラインのところは一休どする。二重構造といふ場合、異質のものがあるときに断層といふことばを使うので、それだから二重構造といふことばをもしあれば、何万といふ二重構造ができるのではないか。まあこれは理屈になりませうけれども、そういう感觸がするわけなん

で、そのところは、われわれはそういうふうな考へておりますが、それを直す手段としては何も皆さんと違つておらないのだから、ひとつ皆さんにも御支援を願つて、この法案をぜひ通してもらいたいと言つておるので、手段、方法がまるで違つておることをやつてくれと皆さんに言つておるのではないのだ、こういう認識に立つておるのであります。

○中村(重)委員 どうも大臣の答弁を聞いておると、だいぶ矛盾もありません。かつまた、私、提案者になつていないから質問しているのですが、社会党の基本法の内容をどうもお説みになつておられない。そういうことでは、社会党案と政府案とを比較して検討する資格といふか、熱意に欠けておると思ひます。いろいろ御答弁がありました。私が端的に尋ねましたから、そのことを端的にお答え願ひれば一番いいわけですが。格差はどうしてできたのか。そしてまたいろいろ施策をおとりになつたけれども、格差は縮小しない、拡大をする傾向すらある。それはどういふことなのか。そこをはつきり把握しておらなければ、中小企業基本法なんていう性格のものを出し、法律をつくつても、中小企業をほんとうに育成、強化していく、大臣が当面の目標とする、理想とする格差の解消を期待するなんといふことは、ナンセンスになると思ひます。だからしてそのことをお尋ねしたので、このことに対しては、非常に大事ですけれども、時間がありませんから、またほかの委員からそのことをやつてもらつておりました。

進めたいと思えますから、その点をも  
う一回お答え願いたい。

○福田国務大臣 格差ができたのには、いわゆる封建制度の時代における一つの地域経済単位の地域性が小さかったということ、それからその後において相当な人口の増加があったということ、こういふ狭いところに人口の増加があったということが、いわゆる中小企業と大企業ができた一つの原因である。もう一つは、近代化され、技術化された工業におきましては、どうしても大企業でやらなければならぬ、かたがた一つの格差といえますが、それがまた一つの格差といえますが、そういう大企業と中小企業を生んだ理由である、私は理解をいたしておるわけでありませう。これがよって出てきた原因の追及ももちろん大事であります、しかし、これをどういふふうにしていくかという理想からいえば、われわれは、先ほど申し上げたように、生産性やあるいはまた付加価値性というよりなものを平等にするようにして、所得も、できるだけ水準を——できるだけじゃなくて、理想は一緒にする、こういふところへ持っていく、そして施策をいたしてまいらなければならぬ、かように考えております。

○田中(武)議員 この問題は、質問者は打ち切るといふので、念のためにも一言だけわれわれの考え方を申し上げておきたいと思えます。

ことではなく、勤労性の強いもの、これは社長といいますが、店主といいますが、経営者みずからがやはり労働者となるような範疇において一緒に働いておる。こういふ企業性、勤労性というところに土台をもちまして、やはり断層はある、体質的な違いはあるのだと考えておるのであります。したがって、前者の企業性の強いものについては、経済政策だけでやっていけるが、後者の勤労性の強い企業については、経済政策のみではやっていけない。政府案をとりまして、格差是正を考へても、勤労性の強いものに対しては、社会政策が必要である、このように考えておられますと同時に、政府案の前文の中にも「中小企業の経済的社会的制約による不利を補正する」とある。したがって、こういふ企業性に対しては社会政策が必要であるといふことは、政府自体もお認めになっておるものだと考えておられます。

○中村(重)委員 あとでまた、大企業と中小企業あるいは零細企業との関係につきまして、先ほど大臣がちょっと触れられた適正規模といったような問題の中に出てまいりますし、下請の問題あるいは小規模事業等の問題にも出てまいりますので、その際にまたお尋ねしなければならぬ点が出てくるだろうと思えます。

そこで、前文の中には「このような事態に対処して、特に小規模企業の従事者に対し適切な配慮を加えつつ、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正する」云々と、こうあるわけですが、これを受けて政策目標というものが出ておるわけですか。ところが、この中には小規模企業のこと全然触れ

てないわけなんです。私は、これは問題だと思えます。そこでお尋ねいたしますが、社会政策には、中小企業者の経済的地位の向上、中小企業従事者の生活確保、このことが強く強調されておるわけですか。農業基本法の中におきましても、他産業従事者との生活の均衡というところは強く強調しておることであります。どうしてこの政策目標の中に、小規模事業者、中小企業者並びに従事者の生活の確保であるとか、あるいは所得の均衡というものをうたわれなかつたのか。特に大臣が横山あるいは永井委員の質問に答えて、大より中は弱い、中より小は弱い、だから、その弱いものにてこ入れをしてこれを強くしていくのだということをお答えになつておる。そのことが大臣の信念であるとするなら、政策目標の中にこのことは強く強調されるべきものではなかつたか、私はこう考へます。その点に対しては、大臣はどうお考えになりますか。

○福田国務大臣 私は、中小企業というものを対象にしての基本法でありませうから、それに全部に合つた条文をつくるのが当然であります。中小企業のこと、小企業のことを書くというのではない、中小含めて。だから、第一条からごらんください。どの条文においても、中小企業といふことは、あらゆる小を無視はいたしておりません。しかしながら、それでもやはり特に小企業については念を払わねばいかぬと思つて、二十三条で小規模企業というものを取り上げておる。これは念のためでございます。実際をいへば、基本のほうからいへばどういふものを言うのだということも必要であ

ありますが、そういう意味で条文も必要でありませうが、中であらうが、小にとらえておるのでありますから、その産業に対する付加価値性をみんなに平等に持たせることを理念とする。みんなの産業、みんなの所得が一緒になるようなことにするのがわれわれの願ひでございます。したがって、条文はどの条文も中小といふものを全部対象として入れておるわけでございます。

○中村(重)委員 大臣がそのように御答弁になりました。この第一条の政策目標を受けて、第三条の国の施策が出てきておる。その中に、私はさらにお尋ねをしたいと思います。中小企業者の生活を確保していく、他産業の従事者と中小企業従事者の生活を均衡する、これが根本でなければなりません。そこから施策といふものが出てこなければならぬ。大、中小だ、中小ではないのだ、こうおっしゃるけれども、やはりより根本的なものは、経済の二重構造といふものはどこにあるのだ、どうして起こつてきたのか、あるいはいま相当の時間をとつて議論されたいは、格差の問題、こういふことは、結局はそれぞれの企業間の従事者の所得が均衡していかない、ここにあるわけですから、やはりこの所得を均衡させる、生活を確保する、こういふことを政策目標に強調するといふことが、私は正しいと思つて、大臣がそうだとおっしゃるならば、それでは国の施策の中に、どういふその積極的な面があらわれておるのか。私は、質問を通じ

てそのことを明らかにしていきたい、こう思ひます。

○福田国務大臣 政府案の第一条を見ても、中小企業の経済的社会的制約による不利を補正するともに、こういふこと、経済的、社会的な不利を補正するといふことは、いまあなたの仰せになつたようなことを含めておるわけでございます。したがって、補正するに、中小企業者の自主的な努力を助長し、企業間における生産性等の諸格差が是正されるように中小企業者の生産性及び取引条件が向上することを旨として、中小企業の成長発展を図り、あわせて中小企業者の地位の向上に資することに努むるものとす。こ

う言つて、第一条で書いておられます。これは決して小のほうを無視したわけでもなければ、小のほうを経済的あるいは社会的にやはり非常な制約を受けておる、損をしておるということを一応前提として、その不利を補正する、こう言つておるわけでありませう、これ以上は、あなたもそうでありませう、私も何も議論を申し上げようと思つて言つておるわけではございませうが、気持ちの上で、これはもちろんわれわれだつてそういうことがあることを知らないで基本法を出しておるわけでも何でもない。私は、そこら辺はあなた方とあまり違わないのじゃないか、こう思つておるわけですか。

○中村(重)委員 私は、第一条を読んで質問しているのですから、いま大臣が親切に御説明いただいた点を感謝いたします。あまり違わない、これはたいへんな違いなんです。違ふから盛んに議論されるのです。大臣が先ほど格差の

議論されるのです。大臣が先ほど格差の

問題にしても、理想的にはこれを解消するのだとおっしゃった。中小企業基本法というのは、中小企業者の憲法です。中小企業者にビジョンを与えて、この基本法を見て、中小企業者は将来どうなるかという展望を知ることが出来るのです。それに基いてのいろいろな計画も立ててくるのです。そんな簡単なものじゃありませんよ。これはあなたのほうで、特に不利の補正であるとか、あるいは理想とする格差を解消することを強調しない。この不利を是正するというふうにとどめられるのか。それから中小企業の従事者の地位の向上ということも、どちらにもとられるようなあいまいな文句を連ねておる。所得を確保する、他産業と均衡させる、これをはつきりうたわすして何が政策目標ですか。何が中小企業者の憲法と言えますか。そういうあいまいな考え方の上になんかこうしておることに、お尋ねします。わめて危険性のある条文が述べられておる。施策が考えられておる、こう判断せざるを得ないのです。しかし、このことに対して、幾ら私が問題を指摘しても、あなたは提案者です。なかなかごもつともでございませうとおっしゃらぬ。あくまで自説を固持されるであらうと思ふ。そこで具体的な条文を通じお尋ねしてみたいと思ひます。順を追って一応お尋ねしてみますが、中小企業者の範囲の問題、これには先ほど大臣が触れたように、従業員三百名以内、資本金は五千万円以内、実はこういうことになっておるわけですが、ところが、これに対して、小規模事業者の定義というのをこの中小企業者の範囲の中にとりて明らかにさ

れないのか、これはあとに出てきておりますが、社会党案は、はつきりこの定義の中に小規模事業者の範囲を出してきておる。特にこれを切り離された真意をお尋ねをしたいということ。それから本会議におきましても私は質問をしたのでありますが、従業者が三百名以内、資本金五千万円以内ということになってまいります。並びに「この以内でございませぬ、一方がそれ以内でございませぬ、一方がそれ以外でございませぬ」といふことが、いわゆる無制限である、天井知らずということになってまいります。したがって、資本金一億あるいは二億というの、中小企業の範疇に入るといふこと。これが適当かどうか、秩序を保つ得ないという結果も起こってくるのではなからうか、こう考えます。その点に対しての見解を聞かしていただきますかと思ひます。

○通詰政府委員 ます第一段のほうの、なぜ定義の範囲の中に小規模というものを書かなかつたかということでございますが、これは先ほど来大臣が申し上げておられますように、われわれは、すべての施策というものが中小企業に對するものでありまして、これらの施策がすみずみまで行き渡るように特別の配慮をしなければならぬという配慮規定が、二十三条にあるわけでございます。ですから、これをたゞとば中小企業のうち、中堅規模の企業についてはこうやるのだ、小規模についてはこうやるのだ、一応大きな中小企業という全体の範囲にとらえておる。特にいままでの経験の中で、一千万円から一千万円という資本金にして、もう、どうしても実際の具体的な施策を

定めるのだというふうにもなっております。そこで御承知のように、鉱山の場合には千人でありますとか、いろいろな例外が現在でもあるわけでございますが、そういうような例外は、今後とも企業の実態に応じて、上、下とも実態に合わせた施策を講じていきたいと思つておられます。そういうことについていろいろ経済的な見地が直ちに適用されたいといつたようなために、特に経営改善普及事業の推進でありますとか、あるいは協同組合の組織化の推進が必要であろう。それによつて実情からいろいろな施策が受け入れられるようにしたいということが二十三条に書いてあるわけでございます。むしろ定義自体の中に小規模企業というものは、こうだといふふうに書いたりします。それじゃ中規模企業に對するもの、小規模企業に對するもの、いろいろ施策を分けなければならぬといふようなことになって、かえつていろいろな面において不都合が生ずることもありはしないか、そういうふうにお尋ねしております。

○中村(重)委員 現在資本金は一千万円ということですね。ところが、従業員三百名以内の場合、資本金は一千万円というのを必ずしも固定して施策をおやりになっておられない。いまの中小企業の中の中心的なものだといふ、いろいろな政策的な点があるんだらうと思ふのでありますが、相当巨額な資本金を擁する企業も、中小企業の範疇の中に入れておやりになっておる。特にいままでの経験の中で、一千万円から一千万円という資本金にして、もう、どうしても実際の具体的な施策をきめこまかくやつていく上については支障があるんだということを、実績の面から明らかにしていただきたいということ。

それから私がこれをどうしてしぼりかけなければならないかと言ふのかといふことは、たしかあなたか公述人も申しておつたと思ふのでありますが、やはり従業員が三百名でありさへするならば資本金は制限がないというふうな形に法律的に定義されております。それから、資金の面におきまして、いわゆる金融の面におきまして、非常に影響が出てくると思ふ、一線におきましても、自分のところの企業は、資本金は大きいけれども、従業員は三百名だから、当然中小企業の範疇に入るから、政府関係の金融機関からも金を借りる権利があるんだといふような形になってまいりました。もちろんそれをチェックするもの、これを決定するものは、それぞれの金融機関の責任者であるといはしまして、法律的にこれを否定するわけにはまいりません。実際においては、その運用する人によりましては、そうした設備も行き届き、経済も健全である。そういう企業は、いわゆる中規模企業であります。そういう企業が資金が集中していく危険性が生じてくる。これは否定できないと思ふ。そのことは、新たな企業間の格差、あるいは産業間の格差を生じてくることは、十分考えなければならぬのじやないか。そのことを考えてみますと、一方においては、しぼりかけないことが便利であるといふ面があることは、私は否定いたしません。しかしながら、より以上にしぼりかけないことにお

いての弊害を生じてくるとするならば、そういう特殊なものは、政令か何かの措置をもつて特別の扱いをするという形をとる必要があるのではないかと。やはりそこでは「かつ」といふ形ではしぼりかけることが適当ではないかと判断するのであります。そのことに對しての考え方を聞かしていただきたい。これは事務的だけではありません。あなたの御答弁も受けますが、大臣の考え方も聞かしていただきたい。同時に、社会党の提案者からも、特に「かつ」とされた積極的な理由、並びに小規模企業、特に定義の中に同時に並行させなければならぬという、積極的な理由をあらわしてひとつお答えを願ひたい。

○通詰政府委員 ます、先生もいま御指摘になりましたが、たとえば五千万円以上の中小企業等におきましても、そのによりましては、まだ育成途上にあつて、もう少ししんどうをみてやらなければならぬといったようなものもあるわけでありまして、それからまた、最近いろいろやつております。団地でありますとか、あるいは協同組合といったような組織的なものが中心になる場合にも、相当いろいろ財政的負担力のあるものが中心になって同業者が集まり、あるいは関係者が集まるという場合もあるわけでありまして、そういう場合に、お前は大企業だからだめだ、えつてその組織化を妨げ、関連事業にもマイナスを及ぼすこともありはしないか。もちろんわれわれは、三百人以上であれば、資本金が五億でも十億でも、実質大企業でも、中小企業としてのめんどうをみよふということではあ

りません。これは先ほど申し上げましたように、実際の事情に応じて、ケース・バイ・ケースで処理したい、こう思っているわけでありませぬ。金融等につきましても、実際の政府系の金融機関でめんどうをみなくても済むものは、町の市中金融機関のほうに行くように、これはこの前の公聴会におきましても、北野理事長からもそういうふうな努力しているというふうなお話がございますが、われわれ政府として、そういう努力をしておるわけでございます。それから、もしこういふことを全面的にやることによつてかえつて弊害が起こるといふようなおそれのあるものは、たとえばこの前御可決いただきました近代化促進法によりまして、特別の割増し償却ということをやつておられますが、ああいう場合に、たとえば資本金が五億だ十億だといふところが、従業員が二百人とか二百五十人とかいふことでそういう恩典に浴するの、いかにも少し保護が厚過ぎるといふふうに思われますので、そういう場合には、はつきりと五千万円か三千万円以下といふことを、法律で社会党の御主張と同じ規定を入れていただくわけでありまして、われわれも大ざっぱにワクを広げることによつて弊害も起こるだらうと思われようなものを、対する予防措置は、それぞれの法律で別途考へる。この基本法に基づくすべてのものを全部やろうといふことではないことは、すでに御可決いただいた法律の中に出ておるわけでございます。このほかにも、たとえば近代化補助金といったようなものにつきましても、五十人以下の比較的小さな方に六%

の、実績として比較的規模の小さい方に出ております。また、中小公庫におきましても、百人以下に対する貸し出しが七〇%に達しているというところで、いま先生の御指摘のような、頭を上げたために全部上のほうに片寄ることのないようにといふことにつきましても、法律上も必要なものについては、所要の措置を規定し、また実際の行政の運用上指導するといふことで、先生の御懸念のないようにやつていきたい。ただ、たまたま法律で規定したために、われわれが救つてやりたいというもので救えなくなることがないようには、実質大企業に手厚い保護がいかないようにはいふことにつきましても、十分に先生のただいまの御意見を尊重いたしまして、今後この行政をやつていきたいと思つております。

○福田国務大臣 私、中小企業の定義といふのは、便宜のものであると考えております。実を言つて、私は、社会党さんの定義の場合も、便宜だと思ふのであります。たとえば三千万円以下、三百人以下といふふうになされても、もしその場合に、二千万円以下、二百五十人以下としたらどうだろうか、なるべく狭めたい、いやないか、二千万円以下二百五十人にした場合と、一体どこが違つてくるか。もしあなたのほうで原案をそれだけしか出さないで、われわれのほうからそういう案を出して固執すると、やはり同じような矛盾が出てきやしないか。要するに、そこが実を言つて、根本的に議論として違つてくることです。今度は五千万円にしたのと三百人以下にした場合、三千万円と三百人以下にした

場合、あるいは二千万円以下と二百人以下にした場合、ずつとこうやつて、その段階においてみんな格差があらます。全部やつてごらんなき。数字をやらしてみれば、すぐ格差が出てくる。これは要するに便宜なんです。なぜそういうことをしているかといふと、特徴はそこら辺が多いといふところであるから、話し合いができる面がかなりあると思つておるわけです。ただ、先ほどお答えはしなかつたけれども、社会保障的なことは、実はわれわれはこのあれではむしろ取り上げない。そういうふうなことは、また別途の法律でやつたらいいという考え方を持っております。私は、差の程度は、お互いに便宜でできたと思つておるわけですね。そこをいふ区別が上と下とでだけだけあるかといふことになつたら、私は断層論をとりませんがゆえに、どうしてもそこを上げることができない。こういうことを申し上げないわけにいかない。

○田中(武)議員 中小企業の範囲問題、定義の問題とともに、いわゆる零細、わが党で言う勤労事業の定義をその範囲のところで明記した、こういう点についてのお尋ねだと思つて、いま五千万円あるいは三千万円といふことは、大臣は便宜的なものだ、こうおっしゃつたが、必ずしも便宜的なものではないが、十分科学性を持つたものとは言えないと思つて。ただし、大きく違ふことは、政府案の五千万円並びに三百人であるのを、われわれは三千万円かつ、三百人、すなわち中小企業の範囲を、その五千万円なり三千万円なりをもとに、従業員、両方がかぶるという規定をしております。そのことは、先ほど質問者が御指摘になりましたように、人ささ三百人以下であるならば、幾ら資本金があつても、これは中小企業か、こういうことでありますので、両方がぶるようにはいたしません。今日、オートメーション化が進んだ近代産業にありましては、従業員三百人以下でも、優に市場を支配する生産も可能であり、資本金何十億という会社との競争も可能であると考へます。そういうものを入れるべきでない、こういうことで、「かつ」といふことで、両方にかかるとしては、五千万円か三千万円は、十分に科学性のあるものである。お互いに十分科学性のあるものでないといふことは言えないと思つて。すなわち、「かつ」と並びには大いに違つてまいります。さらに中小企業の範囲、すなわち、定義のところ、零細企業、わが党の言うところの勤労事業を明記した、このことは、先ほど樋詰長官も言いましたように、そこへ入れらるならば、別にいふゆる零細企業政策といふものを入れねばならない、こうなりますが、まさにそのとおりでありまして、われわれは、そのために特に範囲の中に勤労事業といふものを入れて、そして五章四十四条以下に勤労事業に対しての政策といふことで入れておるわけでありませぬ。そこで、樋詰長官が先ほど答弁したのとはらはらになりませぬが、われわれは、特別に零細企業政策が必要であるという観点から、政府と違つて、定義の中に勤労事業者といふものを入れた、こういうことでございます。

○中村(憲)委員 政策的な答弁があつたあとで大蔵省当局の見解を聞くのもどうかと思つたのですが、金融、税制上の問題として、大蔵省はこの点に対してはきつめて関心を持たれておるところだらうと思つて。過去の実績もあり、さらには、いま樋詰長官の御答弁がありましたが、そういう「かつ」といふしほりかけた、そのことは、例外的なものをしほりかけておるという形になつておる。やはり「並びに」といふ形になつてまいりますと、私が申し上げたような中堅企業、優秀な企業に金融が片寄つていく傾向は、否定することはできないと思つて。ですから、過去の実績をいろいろ調査されたでありませうし、これにつきましてもの検討はさらに必要だと思つて。そこで税制、金融の面から大蔵省のお答えをひとつ伺いたい。

○高橋(俊)政府委員 中小企業者の範囲につきましても、先ほど中小企業庁長官が申されたそれと同じような考え方を持っておりますが、つまり資本金が現在までですと、一千万円—三百人以下であつて資本金が相当大きいといふ場合も、現実にはございませぬ。そのようなものにつきましても、特にそういうものに対する政府金融の必要があるかどうか、それらの機関におきまして十分審査いたしまして、金額的にもあまり大きな額を貸さないようにしております。全体として、私は、そういう中小企業の中の比較的規模の大きなものに金融が片寄る、特に政府の資金が片寄つていくといふことではないように配慮しているつもりであります。そういう一般的な大企業と中小企業の中の

たものにつまましては、民間の金融機関におきましても、相当程度融資に応ずる態勢をとっております。これは大銀行でありましても、そういったものを融資対象にしておりますから、さほど政府資金をもって育成、強化をはからなければならぬというケースは、あまり多くないというふうに判断をしております。

○中村(重)委員 大臣の先ほどの御答弁では、便宜の点というよりなことであったのでありますが、社会党提案者からもお話がございましたが、私は、便宜の点、こう簡単に片づけることはできないと思っております。中小企業の範疇に入るか入らないかということで、相当政策的な形は変わってまいります。投資育成政策の問題にいたしまして、これははっきりでありませうし、もちろんこれは一億円まで達すれば、それからこは引き受けられないのだというところでありますけれども、いろいろな面におきまして、税制の面、金融の面、これはもう政策上の関係が出てくるわけでありまして、なるほど三千万かあるいは五千万かということになりますと、社会党提案者からいまいお答えがありましたように、その点については、科学性があつて、三千万円が統計的に正しいとか、五千万円が正しいとか、そういうことはなかなかはっきり出てこないと思つてはおります。そこに便宜の点ということばを大臣はおっしゃつた、私は、こう思つております。しかし、「並びに」とか「かつ」という問題は、これは問題の根本をなしてある、決してこれは便宜の点という形では片づけれないものがある、私は思つたのであります。しかし、この点も平行線という形に

なるのかもしれない。したがうまま、この範囲の問題に對しては、この程度にとどめて次に移ります。

○田中(武)議員 いま中村委員が言われたように、便宜の点ということばは、もかくとして、三千万円ということばで、十分科学性を持つてきたものでは、ないということばは申し上げました。しかし、五千万円ではなく、三千万円に「かつ」としては、施策がより小さな範疇をせば、施策がより小さなものに重点的に行なわれるということを含んでおるといふことをつけ加えておきます。

○中村(重)委員 第三条、国の施策の問題をお尋ねいたしますが、これは提案理由の中で大臣並びに樋口長官は、この基本法の中核であるという確信の上で立つて御答弁になっておられるわけでありまして、この中で、第三条の第二項が最も中心になるわけでありまして、ここで産業界の高度化、あるいは産業界の国際競争力の強化を促進する、こういうことがうたわれたいわけでありまして、この第二項の考え方の上で立つて、第一項各号が出てきておると私は思つて、そこで具体的には、適正規模、さらには適正規模を考へて、企業の合併であるとか、あるいは共同企業との合併であるとか、あるいは共同出資による企業の設立をやるのだ、こういうことのようにあります。しかも、これは第二項でいうところの産業界の高度化、国際競争力の強化に役立つ企業である、こういうことでこれを指定するという形が出てまいりました。また、そういう事業は、どういふ事業である、ということ公表されるということ

になるのだらうと私は思つております。この点に對しては、問題として出でまいりますことは、産業界の高度化をはかり、国際競争力の強化をはかつていく、こういう形になつてまいりまして、どの事業も、どの産業も、政府施策の対象にならない。これは近代化促進法の中におきましても、業種を指定することが関連法として先に審議され、通つておりましたので、この審議の中においてもつまびらかにされておるところだと思つて、私も、国際競争力を強化すること、産業界を高度化すること、そのことに対しては賛成であります。しかし、特定の産業界を高度化する。そのための施策をやるという点におきまして、先ほどもちよつと触れたのでありますが、産業界あるいは企業間の格差が生じてくるという危険性は、これは否定できません。したがうまま、これらの点に對しての考え方を、まず聞かしていただきたいと思つて。

○産業界委員 これは、第一条の本文に必要な施策を総合的に講じなければならぬというところを、はつきりうたつておるのでございまして、いろいろな、金融にいたしまして、あるいは指導事業にいたしまして、これは単に産業界だけでなしに、金融、税制、社会、科学、あるいは技術といつたような全部の点から、総合的に講ずるわけにございまして、その際に、前文にも、一応、こういうような国際競争力を強化して、国民経済の均衡ある成長発展を達成する、ということのためにも、中小企業の発展が必要だし、中小企業の発展なくして国民経済は立ち得ない、また国民経済の均衡ある成長発展

の過程においてのみ、ほんとうに中小企業の健全な発展も成り立ち得るのである、というところが、第一条の目的の中にも明らかに書いてあるわけにございまして。

第二項は、いろいろな中小企業に對してとるべき施策が書いてあるわけにございまして、その際に、ただ中小企業の立場からだけということにならずに、一応世界的な観点からものを考えなければならぬという意味で、これらのいろいろな中小企業のための施策をとる際には、国民経済の均衡ある成長発展に資するように配慮しながら、いろいろな施策を講ずるのである、ということに規定したわけにございまして。

○逋澤委員長 暫時休憩いたします。午後二時より再開いたします。

午後一時十九分休憩

午後二時二十六分開議

○逋澤委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中小企業基本法案等八法案について質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 国の施策について、順次お尋ねをしていきたいと思います。大蔵省の銀行局長お見えですが、時間の関係もあるようです。金融、税制の問題に對してお尋ねしてみたいと思つて。

その前に、まず大臣にお伺いいたしますが、この基本法を制定するにあつた、中小企業者が期待してあるのは、金融、税制の問題、それから労働力の問題、基本法を制定してもらつたことにおいて、いま行き詰まつておる状

態のこの三つが改善されるのではない、何か中小企業が安定した経営をすることができるような道が開かれてくるのではないか、そういう期待があらうと私は思つて、もちろん大臣として、もそうした期待にこたへることがねらいなのだと思つて、いままでの質疑の中において明らかにされたのであります。ところが、横山委員がただしましたように、この基本法を制定するにあつた、肝心の中小企業対策の予算措置というものが格別考慮されてない。もちろん、部分的なことには、ましては、従来と異なつた面がある、ということにはわかるわけにございまして、少なくとも中小企業のいま行き詰まつておる現状を打開する、ということに對しては、ほど遠いものがある、ということに考慮されるわけにございまして、具体的に、政府金融機関に對して政府資金を投資をし、あるいは財投の中からこれを融資をしていくことを積極的に行なつていかなければならない、ということに、申し上げるまでもないわけにございまして、ましてや中小企業関係の専門金融機関、具体的には地方銀行、あるいは相互銀行、あるいは信用金庫、こうした民間の金融機関に對して、中小企業に金が流れにくくなる、そういう配慮をやらなければならぬ、ということに、このように考へるのでございまして、この基本法の中からは、そうした積極的な面をうかがうことはできません、さら

にまた、これと関連して、いわゆる関連法として出された数本の法案の中にも、そのような積極的な面があらわれない、ということに、



ても、やはり中小企業基本法をつくつたというよりは、格差の解消に際して、中小企業を近代化して、いわゆる産業の高度化をはかり、国際競争力を強化するという形にならないという考え方の上から、やはり具体的な金融的施策があらわれなければならない。私はこう思うわけでは、三十八年度の財政投融資の面を考へてみても、国民金融公庫ありは中小企業金融公庫に対しては若干の増額はありましたが、しかし、これは一般的な設備投資の増大等から考へてみても、特別にこの基本法によつて金融措置を講じたということにはならない。また、いま大臣の御答弁がございました信用補充の面におきましては、これは、ほんとうに基本法を提案をして、これに関連する法律案を提案をして、そしてこれを制定し、中小企業の期待にこたへるような施策をやるという形、いわゆる前向きな施策ということにはならない。私はこのように考へる。特に指摘したいのは、商工中金の一般会計の出資を二十億昭和三十七年度より減額をしたという、このうしろ向きな施策は、どういう考へ方の上から考へておられるか、この点に対する考へを伺いたいということ、大蔵省に対しては、商工中金の政府出資を三十七年度は二十億であったが、三十八年度に対してこれを全然計上していない、このうしろ向きな政策があるのか、中小企業基本法を制定することに對しての熱意が、ほんとうに政府にあるのかどうか、そうしたことを

に対しての具体的な考へ方を聞かしていただきたいと思ひます。

○福田國務大臣 金融の問題でございますが、しかし、私はこういふことであると思ひます。中小企業に対しては、やっばり産業の合理性が前提の一つにございまして、損してもかまわないから、近代化すればいいのだ、こういふことではない。まず、これが一つの大きな前提条件になります。もうかるときに金がつかつていない場合、そのうしろ向きな意味からいって、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金その他等々の諸金融機関を通じて、できるだけ多くの金をその方面に流してやるという施策をとることは、われわれとしても賛成である。昨年の予算においてそれが十分だとは、われわれもここで申し上げません。われわれもいろいろのほかに方面とも考慮を払ひながら、できるだけの努力はいたしたことは申し上げられると思ひます。

商工中金の点で、三十七年度には二十億出資をふやしたのに、今度はゼロだった、それはけしからぬ、こういうことでございしますが、これはわれわれも、多いほうがいいわけではございません。多きを希望してございまして、商工中金が貸してある金が返つてくるのを入れて勘定しますという、資金量はやつぱり去年よりはふえることになつてきます。そういうことで、方々ほかにもいろいろ金が要るからということ、これは政府としての問題でございしますが、予算折衝においてあやうい形

になりました。それじゃおまえそれで満足をしたかという、満足はしない。しかし、全体の形として國政を運営する上においては、やはりどつどつか話し合ひをつけないければならない。われわれとしては、やっばり意図に、今申し上げておるわけでありまして、今後においては、そういう意味において、いわゆる合理性があるという、単純に言へば、もうかる仕事であつて、近代化すればもうかるんだということであれば、また本人がそれをやるつもりだということであれば、それに対しては金融の道を極力講ずるようになり、また、したがって資金量もふやすようになり、また、それがなければならぬと思ひます。ただ、資金量がどれだけの向、あるいは前年度の申し込みの状況、それから個々の地域におけるその産業の特殊性、その産業がもつとシエラをふやさないければならぬ産業であるか、一応いまままでおやりやおるところであるか、だんだんうまくなつてくるか、どうか、大體こゝろを考慮に入れると、大體こゝろのものは要するといふワケは出てきます。そういうことを十分考慮に入れながら、資金量をつけることに努力をいたしたい、そういうふうに考へておられます。

○高橋(後)政府委員 中小金融に対する政府の財政投融資につきましては、今年度の計画としては、なるほど三十七年度あるいは三十七年度の金融逼迫時におきましては、政府が算術的に政府資金を追加いたしました、それに比べて、伸びとしては十分なものとは思ひません。しかし、

これは金融情勢が非常に違つておるといふことで、引き締めをやりましたときには、政府資金の追加のみならず、買入オペ等も中小金融機関に行なひ、大いに中小企業に対する資金的な圧迫を緩和するための措置をとつたわけでございます。その後、金融調整が大體円滑に行なわれまして、昨年の秋以来、すでに公定歩合を四回におたつて引き下げをしておることは、御承知のとおりであります。こういうふうには、資金の需給関係から申しますると、だいぶ様相が変わつておられます。そのことは、当然財政投融資作成の際にも予想されたこととございまして、当時から金利の引き下げは始まつておりました。おそらく金融情勢は、三十八年度においては、いままでの二年間に比べてはるかに変わった基調になるであらう。現に現在そのような情勢になつておるわけでございます。なお、政府資金のみによつてすべての中小金融の需要を満たすということは、どうしてもむずかしいこととございまして、やはり民間の中小金融機関の體質の改善を行ない、かつその資金の伸びをよくするといふことが必要であらうと思ひます。その点におきましては、三十七年度の実績について見ても、一般の銀行よりも、中小企業金融専門機関であるところの相互銀行や信用金庫の伸びが非常に高いことは御承知と思ひますが、これを過去五年間をとつてみましても、銀行としては資金量になる預金が二・三倍にしかなつていない。それに比べて、相互銀行の場合は三・三倍以上になつておる。それから信用金庫は三・六倍以上になつておる。信

用組合においては四倍になつておる。こういうふうには、一般に最近におきま

す趨勢を見ますと、中小金融関係の金融機関の資金量の伸びが非常によろしい。そういうことで、これだけの引き締めが行なわれたにもかかわらず、さほどの重大な海乱なしに中小企業業のけたのも、この背景に、こういふた中小企業専門の機関の伸びが非常に

かつたといふことがあると思ひます。大企業からかなりし寄せを受けたり、力をつけてきておる。これはいろいろ原因はあると思ひますけれども、やはりこういふた中小企業等に対する金融機関に対する国民の信頼感が、非常に高まつておる。戦後ほとんど、相互銀行は重大なる問題があらわれたけれども、一回も倒産するといふようなこととなしに、預金者を少しも傷つけておらないといふことから、非常によく

なつたと思ひますが、今後も大體こういう基調は変わらないのじゃないか。でありますから、三十八年度の場合におきましては、私の見るところでは、やはりこういふ趨勢で、銀行の伸びもかなり回復しましたけれども、しかしそれ以上に最近の伸びはいい。そういうことを考へまして、財政投融資計画

というものは、そのつど、そのときの情勢に応じて弾力的に考へてまいりたい。ですから、設備投資の問題について御指摘がございましたが、本年度の場合、大企業につきましては、一部の業界においては投資を非常にふやすという意欲がございしますが、かなり広範な範囲にわたつては、昨年度の実績を下回るという計画が多いように私ども見ておりますが、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

ておる。これは、中小企業は案外設

備投資が多い。しかし、それらの資金はまず十分にまかなえるであらうといふに、全体として感じておるわけでありませぬ。

○中村(重)委員 ます、大臣の御答弁に対しては問題点が多いわけですが、高橋銀行局長のいまの御答弁のことばじりをとらえたり、またあなたをここで追及していこうという考え方を持っておりません。金融問題は非常に深刻な問題でありますから、ひとつ大蔵省の銀行局長として十分あなたに認識を深めてもらわなければならぬと思つて申し上げるわけですが、設備投資の問題に対しては、私は予算委員会において大蔵大臣に質問をしておる。そして大蔵大臣からも、あるいは主計官からも、数字をあげての御答弁があった。具体的な資料も実は持つておりますが、決して設備投資は中小企業が大企業を上回るという形ではございませぬ。格差は決して縮まっておるのではなくて、中小企業の設備投資というものは、大企業と比較して年々その比率は下がっておるといふことは、政府機関から出された資料によつて明らかであるわけですが、その具体的な資料の上を立てて、予算委員会におきましては質問をし、大蔵省主計官もはつきりそのことを認めておる。したがひまして、いまの御答弁は、必ずしも大企業よりも中小企業の設備投資が伸びておるのだという御答弁ではありませぬ。格差というものは縮まりつつあるという印象を受ける御答弁であつたわけでありませぬが、私は、実情はさういふものではないのだ、こう考へておるのであります。相互銀行の問題に對

しましてはこれからお尋ねしてみます。先ほど私がお尋ねしましたのは、商工中金への一般会計からのいわゆる出資が二十億、三十七年度と比較して少ないわけでありませぬ。三十七年度は、政府出資と財政投融資の融資と合せて七十七億であつた。それが三十八年度は五十億になつておる。いわゆる政府出資は全然計上されておらないことを、私は指摘しておるわけでありませぬ。中小企業の金融というものは、決して緩和をいたしておりませぬ。決してそれを削減するといふような方向であつてはならない。ましてや中小企業基本法を制定して、中小企業の設備投資を行ない、生産性を向上させていかなければならない。その上立つて産業構造の高度化をはかり、国際競争力を強化していく、大企業との格差の縮小をしていくというよりなことがこの基本法の中で明らかにされておる以上は、肝心の裏づけである予算面において、そのことが十分政府施策という形でこへ上がつてこなければならぬ。こゝろ私は考へるのでございませぬけれども、現実はいさう向きの状態である。また、商工中金の二十億の政府出資は、いわゆる自己資金があるからだとおつて理由づけになつておるといふことではありませぬ。いまの御答弁のようではなかつたわけでありませぬ。だから、自己資金があるという考へ方でありませぬ。どういふよりな考へ方の上で立つてそのように見ておられるのか。自己資金があるということは、ほんとうに中小企業の金融が緩和をす、借りなくともいい、あるいは中小企業が、商工中金に対する商工債の引き受けとか、出資とかいふことを、中小

企業の金融が緩和するといふ形において、さういふことになつておるのであるか、さういふように認めておられるのか、お聞きませぬ、それらの点に対する考へ方を聞かしていただきたい。

○高橋(俊)政府委員 商工中金に対する出資は、必ず毎年ある額をしなければならないといふふうにも考へておらないわけでありませぬ。前年度において行なわれた出資は、そのまゝ、発行限度の問題にしても、コストの問題にしても、今年度に影響しておるわけでありませぬ。三十八年度の場合として、政府の出資もできるであらうし、組合からの出資もできるであらうし、それから資金コストという点からいひましても、若干低下を見ておる。したがひまして、先般短期の貸し出しにつきまして、わずかながらございませぬが、引き下げを行なつたという状態ではございませぬ。本年度出資がないからといつて、商工中金が非常に経営上まづくなるという事実はないと判断されまふ。これは必ずしも必ずしもとしかいふことかきめてかかるわけではございませぬ。三十九年度になつてまたその必要があると思へば、出資をあらためて追加するといふことも、十分なされるわけでありませぬ。商工中金の全体としての資金繰りの状況、コスト、さういふものを考へました上で、出資を必要とするかどうか、そのつど判断しておるわけでありませぬ。

○中村(重)委員 時間の関係もありませぬので、商工中金自体の二十億の問題を論議をするといふことは私の本意でもありませんし、またそれだけの余裕もありません。しかし、考へ方として、特に認識を深めてもらいたいとい

うことで私が申し上げておるのは、なほ三十七年度の二十億の出資といふものは、三十八年度に影響を及ぼして行くといふことはわかるわけでありませぬ。しかし、少なくとも設備投資といふものが年々上昇していきつておるとは、これは数字の上にも明らかになつておりますし、中小企業も生産性を向上していく、近代化をしていくといふことになつてくると、中小企業金融といふものを積極的に緩和していくといふ形のものでなければならぬ。ましてや中小企業基本法を提案するといふ形、その裏づけである金融であるがゆゑに、普通の考へ方をもつて取り組むといふことは適當でない、こゝろいふことを私は指摘したいので申し上げておるわけでありませぬ。

それから先ほどお答えになりました相互銀行、信用金庫の問題であります。御承知のとおり、いま新しい金融制度として、日銀の貸し付けというものを押えていく、こゝろいふので公社債を發行する、こゝろいふやり方をとつておるわけでありませぬ。ところが、いまあなたがお答えになりましたように、信用金庫であるとか相互銀行の預金非常に伸びておる。さういふことかから、相互銀行や信用金庫に対して、公社債を引き受けさせようといふ考へ方をとつておられるよりでありませぬ。ところが、私どももいたしましては、これらの金融機関といふのは、民間において中小企業の専門金融機関であるがために、そのやり方は中小企業金融といふものを非常に窮屈にするといふ道に通じてくるとはならないかといふことを実は心配をいたしておるのであ

ります。まず、その点に對しての考へ方を聞かせていただきたい。

○高橋(俊)政府委員 相互銀行、信用金庫の資金の伸びがよろしいと同時に、いま非常に目立つておりますことは、それらの中小機関がコールという形でも、まあ一種の運用と考へておるよりでありませぬけれども、コールが非常に高くて、引き締めるときになりませぬ。日歩四銭といふよりな状態ではございませぬ。いまはそれに比べればだいぶ下がつておりますが、しかし、まだ月越しものとか直接銀行と取引をするコールといふよりなものにつきましては、二銭三厘、四厘といふようなレートになつております。さういふことかから、これを一つの運用を考へまして、コールに中小機関が金を出す。この取引先はさうまでもなく都市銀行でございませぬ。都市銀行が、自分の系列その他の企業に対する貸し付けの資金の不足をまかなつておるわけですが、ですから、いまのコールという形で結局は大企業にも回つておる、こゝろいふことになりませぬ。私ども、銀行の経営を健全にするためにはどうしたらいいかといふことで、従来から指導しておるのでありますが、資産の流動性といふものを高めていかなければならぬ。この資産の流動性が、現在はコールという形で大部分が代用されておるわけではございませぬ。こゝろいふコール金利が非常に高いという状態をそのままにして存続させるよりな金融政策は、いろいろと支障がございませぬ。これは大銀行においても流動性が非常に少ない、むしろマイナスであるといふわけですが、なぜさうであるかといふふうなことをいろいろ考へ

ますと、結局コール金利がさか立ちしておる。本来ならば一番低い金利であるべきである。それが長期の金利に匹敵するような金利になっておる。こういふことでは、金融の正常化はできない。そこで、社債の発行市場及び流通市場を育成していく必要がございませぬ。それを育成することに より、いま貸し付けという形で行なわれておりますところの資金融通の今後増加する部分については、なるべく社債のほうを多くするということが必要であらう。また、コールを出しておる中小金融機関にとりましても、コールが下がるということになりますれば、それにかわって何を流動資産として持つかといふことは、これは結局社債を持つては一番適当である。株式を持つては、これは、金融機関としてはあまり好ましくないといふことから、社債が流動資産として加わっていく。現金その他もございませぬけれども、ある程度は支払準備金として保有しなければならぬ。その率が現在では少し低過ぎやしないか。これを若干高める必要がある、こういふことで先般兼指導を行なっておるわけでありませぬ。しかし、これは徐々にやるべきことでありまして、一気に解決はできませんが、何しろコールに放出しておる額は非常に大きいのでありますから、これの一部が振りかわるわけでありませぬ。したがって、その場合には、中小金融に對する新しい圧迫要因にはならないものと考へております。

○中村(重)委員 一般の金融政策という中におきましては、いまお答えになりましたような政策というものをとおりになつておることはわかるわけ

第一類第九号 商工委員会議録第三十七号 昭和三十八年六月十四日

す。考へ方としてはわかつておるわけでありませぬが、もちろん私どもはそれに対する異なつた見解も実は持つておられますけれども、そのことは時間の関係もございませぬから申し上げませぬ。ただ、私が指摘したいのは、相互銀行、信用金庫は、日銀との信用取引がないといふことです。それに対して預金準備率というよりなものも、いままでも適用があつたわけでありませぬが、今日では、これらの民間金融機関に對しては負担がさらに加重されるという傾向にある。公定歩合の引き下げの問題にいたしましても、あるいはまた高率適用制度の問題にいたしましては、日銀との信用取引がないために、直接的にはこれらの相互銀行とか信用金庫には関係が及ぼさない、こういふプラスの面といふものはないのに對して、非常に負担が重くなる。このいふゆるる公債の引き受けであるとか、あるいはまた最近報道されておる都市銀行と地方銀行との協調融資の問題であるとか、中小企業金融に對して非常に窮乏になる。その反面、大企業の金融が緩和していくという形に通じていくわけでありませぬが、私は、中小企業に對してはむしろしろ向きの金融政策といふものが行なわれておるというふうに判断をいたしておるのであります。そちらは考へておられますけれども、基本的な中小企業の政策を決定する基本法を審議いたしておるだけに、私どもは非常な関心を持たざるを得ないわけです。したがって、この点に對しての考へ方を聞かせていただきたい。

○高橋(俊)政府委員 いまの社債の問題を繰り返して申し上げますれば、いすれ

にしても、これらの中小金融機関が今日まで信頼を高めてきたと申しました

が、金融機関として当然要求される資産運用、これをおくらしつておつたのは、やはり近代的な金融機関として一人前の成長をしたと言えないわけでありませぬ。何分支払い義務は非常に大切でございます。これは何も中小金融機関だけに要求しておるわけではございませぬで、むしろ地方銀行等もそういう指導方針でやっておるわけでありませぬ。預貸率という点も、ある程度まで、これ以上の貸し出しは危険である、行き過ぎであるといふことで指導しております。したがって、預貸率七七八であるかあるいは八一であるといふことを目標にいたしますならば、その残りのお金は何に使うのか。現金で置いておるわけではございませぬ。それをいままでほとんど全部コールという形でやつていたのを、社債に置きかえる。全部ではございませぬ、おそらくその一部といふことになつておるわけでありませぬ。この思ひますが、置きかえるといふことだけではございませぬ、ある程度の貸し出しはすべきでありませぬ。預貸率を下げるような指導はしません。だから、結局問題は、預金の伸び、預貸率のあり方によつて、中小企業金融がその面でも圧迫されるかどうかといふことはわかると思ひます。したがって、私ども、そういう点でいまのやり方が決して不都合だとは思つておりませぬ。それから日銀との預金取引が、一部の相互銀行及び信用金庫に認められております。それはやはり金融機関として、できることならば中央銀行と取引を開くことは、むしろそれぞれ

の中小金融機関がかねてから要望しておつたこととございませぬ。預金取引をしたからといって何のプラスもないではないかとお考へかもしれませぬけれども、これは地方銀行におきまして

おつたこととございませぬ。預金取引をしたからといって何のプラスもないではないかとお考へかもしれませぬけれども、これは地方銀行におきまして

の中小金融機関がかねてから要望しておつたこととございませぬ。預金取引をしたからといって何のプラスもないではないかとお考へかもしれませぬけれども、これは地方銀行におきまして、日本銀行からは、貸し出しを受けたいないのが大部分でございませぬ。ただ、準備預金については、多小都市銀行と率は違ひますけれども、同じような準備預金をやはり従来からやつております。つまりこういつた普通の銀行と同じような中央銀行との関係の持ち方、これは金融機関の地位の向上という点では、やはり一つのプラスであると思ひます。それから全体の金融調整を考へます場合にも、これらの中小金融機関が、資金量に對してもうかなりものものになつてきております。相互銀行の中には、むしろ地方銀行をしのぐものさや資金量に對してはあらわれておるわけでありませぬ。そういう地位になりました場合に、これを全然中央銀行のいろいろな政策のうちに置くよりは、内側に取込みでいくといふことが正しきではないかといふふうな考へ方でもやつておるわけでありませぬ。中小企業の貸し付けのワークを削るといふことも、それを圧迫するといふふうなところまでは容易にいくものではない、金額としてはまだ微々たるものである、そういう意向を持つてやつておるわけじゃないといふことを御了解願ひたいと思ひます。

○中村(重)委員 考へ方がそりでないとしても、現実には中小企業金融を緩和する方向に金融政策というものが積極的に進められるという形にならない限りは、現実的には中小企業金融が逼迫して、貸し付けをする上におき

得ぬと私は思ふ。いまいろいろ金融機関の地位を高めるといふのか、健全な経営をやらせなければならぬ、それから金融機関全般の中から、こういふ制度をとらなければならぬのだという御説明があつたわけでありませぬが、しかし、私どもは、やはり中小企業の金融をどう緩和していくかという観点に立つて質問をし、問題を指摘して、このことになつてまいりませぬれば、現実にとつておる政策、これが確かに中小企業の金融を緩和する制度であり、そういう方向であるといふことではない以上は、問題点としてこれを重視していかなければならぬ、こういふように考へざるを得ない。信用金庫であるとかあるいは相互銀行が、日銀との間に信用取引が行なわれてきて、中小企業の金融の要求があるといふ場合に、そういう日銀の貸し付けという面において、中小企業に對してそういう機関から金が流れていくという制度がありませぬ別といたしまして、そういう制度がない。ところが、反面におきまして、一般の金融政策の中からは、むしろ向きのなるといふような政策が進められてくるというふうになつてまいりませぬ、やはり前向きの政策を要求せざるを得ない、こういふように判断をするわけでありませぬ。また、日銀の信用取引がないという形になつてまいりませぬ、どうしても預金に求め

てくるということになつてくると、いわゆる小口の零細な預金を集めてくる、あるいはまた零細な金融を對象とするといふことになつてまいりませぬ、そういう預金を吸収する上におき

まして、貸し付けをするという場合に

おきまして、手数料は非常に多く必要な。あるいは人件費も、それだけの要員が必要になってくるから、非常に経費もかさんでくる、こういう形になってくる。そうすると、いま大蔵省のほうでは歩積み、両建てを排除していかなければならぬ。さらにまた、政府金融機関を代理貸しという形においてこれを行なわしめるという場合においては、いわゆる政府金融をする場合に代理貸しもつてこれを行なう場合には、歩積み、両建てを行なうということになれば、断固取引を中止しなければならぬ。これは当然のことではありますが、そういう強力な対策をお立てになつておられる。こういうようなことを判断されてまいります。やはり私も、中小企業に多くの資金が流れていくことが必要であるということ、それから金利をできるだけ引き下げていくというような考え方の上には立ちます。できる限り中小企業に対するそういう金融緩和と貸し付け金利の引き下げというような政策を積極的に行なつてもらうのでなければならぬ。こういうことで実はお尋ねをいたしておるわけでありませぬ。

何百億でも準備預金をすれば、それだけ減つたのではないかとということになりますけれども、問題はそういうことではなくて、今後何年にもわたつて中小金融機関が、新しい近代的な中小金融機関らしくなつていく必要がある、そういう観点からこれを取り上げています。歩積み、両建ての問題も、やはり近代化をやり、そして体質を改善して、コストを引き下げる。コストを引き下げなければ、歩積み、両建てだけを一挙に解消した場合に、やつていけない、採算上とでもついでにいけないという金融機関が、たくさんあるわけがございます。戦後十数年の間にでき上がった悪い慣行でございます。しかし、これはもとをたざすと、やはり金利体系は、実質的には非常に安い一銭六厘くらいは金利から、三銭でも四銭でも実はあり得るわけでございます。町の金融業者になれば、とつとも高い金利もあるわけでございます。それから、金利の幅というものは、実際非常に広いものである。そういうことで、実態に応じたようないままでの経営のあり方をやつておる。しかし、借りるほうの側にとつては、一種のごまかしのようなものになる。表面金利はそう高くはないけれども、実質が高いというのが実態でございますから、これを漸次是正していかなければならぬ。そのためには、表面金利を下げるほうに専念するのではなくて、いわゆる歩積み、両建てというようなものを減らしていくというほうが、すつきりしたやり方であろうというところで、金融機関の自主申し合わせがございましたが、

大蔵省としても、これをだんだん計画的に歩積み、両建てを減らす。そのことは、たといその過程において表面金利を上げなければならぬような場面が下がついていく方向にある。そうせざるを得ない。それに対応するためには、これらの金融機関がもっともコストを下げる努力をしなければならぬ。言つてみると、日本の成長が非常に早かつたせいもありまして、資金需要は一般的に非常に強かつた、ゆるむ時期が非常に少なくて、強い時期が多いというところから、金利水準も非常に高いものになつておるわけですが、こういった全体の資金需要というのに対する調整もむろん必要でございますが、一方金融機関のコストの引き下げが、何よりも大事なことであると思つて、歩積み、両建てを減らすことによりまして、上からある程度圧迫をかけながら、いまでも合理化をしなければならぬように誘導しながら、全体の正常化をはかつていきたい、こう考へております。

大蔵省としまして、これをだんだん計画的に歩積み、両建てを減らす。そのことは、たといその過程において表面金利を上げなければならぬような場面が下がついていく方向にある。そうせざるを得ない。それに対応するためには、これらの金融機関がもっともコストを下げる努力をしなければならぬ。言つてみると、日本の成長が非常に早かつたせいもありまして、資金需要は一般的に非常に強かつた、ゆるむ時期が非常に少なくて、強い時期が多いというところから、金利水準も非常に高いものになつておるわけですが、こういった全体の資金需要というのに対する調整もむろん必要でございますが、一方金融機関のコストの引き下げが、何よりも大事なことであると思つて、歩積み、両建てを減らすことによりまして、上からある程度圧迫をかけながら、いまでも合理化をしなければならぬように誘導しながら、全体の正常化をはかつていきたい、こう考へております。

大企業との間の格差を是正していくという面に対しては、どうしても、ただ中小企業に対して金を流していくとか、あるいはまた税金の面におきましてある程度の緩和措置を講ずるといふことだけでは、解決し得ない面もあるのじゃないか。もちろんそういうことは、積極的にやつてもらわなければならぬ。しかし、大企業との関係というものが、いわゆる格差、二重構造、これらの産業間の格差、企業間の格差というものが、今日中小企業をして非常に窮地に追い込んでおるということになつてくると、一方大企業に対するチエックということ、規制ということも考へていかなければならぬのではないか。そこで私も、大蔵省の見解を聞きたいことは、大企業に対するところの集中融資という問題をよくするために、格差解消の立場から、これをどう取り組んでいこうかと考へられるか、これらの点に対しての考へ方をひとつお聞かせいただきたいと思つております。

高橋(後)政府委員 一般的な金融の理論としては、銀行が非常に大口融資をするということは、不健全であるといふことになっております。ところが、日本では御承知のように、極端なオーバードローンになつておりました。そのオーバードローンのうちで典型的なもの、大企業に対するところの、おっしゃるところの集中融資であります。しかしながら、いまいろいろ自由化その他の問題を控えて、格差是正といふことも大事でありまして、うけれども、これらの大企業等が、規模はま

だまだ国際規模にはるかに劣るから、これをもつと国際レベルに引き上げていかなければならぬというふうな問題も、片方にあるわけでありませう。この段階におきまして、にわかにはういつた大口をストップする、これ以上貸してはならぬというふうな機械的な措置をとりまことは、私、日本の経済全体の上から言へば、非常にマイナスになりはしないか、そういう考えでございませう。急激にこれを改めるといふことはやりにくいことである、機械的な大口融資は正はとり得ないといふふうに考へておられます。しかしながら、一方におきまして、金融のあり方としての問題といたしまして、大口の貸し出しにあまり偏しておるのではないかと、この点が、銀行の経営を不健全にし、また、場合によつては貸し出し過当競争の原因にさへなつておる、非常に行き過ぎた投資競争といふものがある。それから金融機関の態度は、これまたいままでのような貸し出しの態度であつてはいかぬといふことであらうので、私どもとしては、いまこれは検討中でございますから、まだ公表するところまでいきませんが、いずれこれは金融界と十分相談をいたしました上で、きめていきたいと思います。日本企業が、いざとなると、借入れだけにたよつて投資を強行するといふ点も改めさせる意味におきましては、資本構成が現在非常に悪うございませう、大体三割足らずくらいしか自己資本がない、七割は外部負債であるといふようなのが企業の普通の姿になつておられます、こういう資本構成をやはり是正していかねばいけません。それと銀行の貸し出しを何らかの形で結び

つけまして、資本構成をこれ以上悪化させるような意味での貸し出しはできないようにして、むしろ自己資本の増資ができた場合にも、その場合の借入れの借り増しをする額といふものを押えて、そして資本構成そのものを是正しながら、ついでに貸し出しそのものを、あまりいろいろな事情を無視した貸し出しができないように、自動的にブレーキがかかるような、そういう仕組みを考えなければならぬと思つておられます。たいへんむずかしいのでございませうが、資本構成といひましても、業界によつて非常にまちまちでありまして、たとえば商社のごときは、自己資本に対して十数倍といふ外部負債があるといふような実情でございませうからなかなかそれも機械的な方法ではいけないと思ひます。何らかの形であつて、貸し出し競争を招く原因になるような放漫な貸し出しのあり方を是正して、大企業の行き過ぎた借入れ競争、設備競争といふものを押えていかなければいけないのではないかと、そういうことで、ただいま研究中であります。

○中村(重)委員 都市銀行が非常にオーバードローンである、ところが地方銀行は比較的ゆるやかである、こういうことから、都市銀行と地方銀行との協調融資という形が考えられておるようでありませう。このことは、中小企業と大企業との金融緩和の面において、どちらにプラスになるといふ判断の上で立つて、そういうことを検討しておられますか。

○高橋(俊)政府委員 お尋ねの趣旨としまして、私どもは、大企業の行き過ぎた設備競争に基づく資金需要は、こ

れは押えなければならぬと思ひますけれども、大企業はすべて押えて、それを押えたことによつて中小企業が潤えはいいのだ、そういう観点だけからは、ものごとはきめられないと思ひます。大企業の中には、国際的な水準から見れば、先ほど申し上げたように、これからさらに設備をよくして、コスト・ダウンをしなければならぬ、生産性を高めなければならぬといふものもかなりあるわけでありませうから、いまお尋ねの、地方銀行の資金を協調融資という形で大企業が使うという点に対しては、地方銀行の段階ですと、すべてこれが中小企業向けに金を貸さなければならぬといふふうなのは、これはやはり行き過ぎでございませう、ある程度は、一部は当然大企業のほうに資金が回つてもしかたがない。ただ回し方が、いまの段階ですと、協調融資といふ貸し付けの形になります。これは経過的にはやむを得ないと思ひますけれども、いずれ先々のことを考えますと、社債を保有するといふ形で大企業に金が回る。それが結局地方銀行のほうから見れば流動資産になるのだ。社債市場に出せばこれはいつでも処分できるという意味において、流動性を持つわけでありませう。一方大企業としては、それぞれの系列銀行の成長よりも、結局大企業のほうの成長力が高いのだ。系列の企業の成長の度合いが激しい。それで都市銀行の資金の伸びがついていけない。ですから、手一ぱいに貸し付けをしましても、なおかつ足らぬといふような情勢が現在ある。その足りないところを一部分地方銀行から協調融資という形でもつて引き出し

てくる、こうなると思ひますが、この

度合いがはなはだしくなれば、確かに中小企業を圧迫するということになりますけれども、ある程度のところは、地方銀行あたりはやむを得ない面もあるといふふうにご感ずるわけでございます。

○中村(重)委員 私は、基本的な考え方はありますけれども、これは別といたしまして、大企業に対する融資をストップしろといふことは言つていないわけですが、私どものこの基本法というものは、基本的な一つのあり方をベースとして認めて、その弊害をなくして、ほんとうに大企業、中小企業、いわゆる国民経済の健全な発展をはかるためには、どのような構造をここでつくべきか、いまの構造をどう改むべきかという観点に立つて、いろいろ議論が進められておるわけでありませう。

そこで、私が申し上げましたことは、いまあなたの後段の御答弁で考え方は出たわけでありませうけれども、どうしても都市銀行の貸し付けといふものは大企業に片寄つてくる。地方銀行になつてくると、中小企業に対する貸し付けといふものは、都市銀行と比較して非常に高いわけですが、ところが、都市銀行がオーバードローンであるといふこと、そこで地方銀行の資金を都市銀行に吸収して、そしてここで協調融資という形で都市銀行を窓口にして貸し出してくるといふことになつてくると、系列金融といふ形がそこに出現してくるわけですが、そういうことも信用力が高い大企業へこの資金が流れてくる、こういうことになりませう。そこで私は、政府の施策を新聞あるいはその他のいろいろな機会を通じて

知りませう場合に、大企業のための金融政策その他のいろいろな政策は非常に積極的に取り上げられておるけれども、中小企業に対する金融を緩和するといふような政策を私どもは知ることができない。そこで、いまの都市銀行と地方銀行の協調融資という、いわゆる系列金融という形になつて、いまあなたが後段で御答弁になつたような地方銀行、いわゆる中小企業の金融といふものを圧迫する形になつてくる。また、地方金融といふものを多く都市銀行に吸収していくことは、いわゆる地域の金融面からくるアンバランスといふものが出てきましようし、産業間あるいは企業間のアンバランスといふものが強く出てくるのだ、このことを心配しますがゆゑに、実はいろいろ指摘をし、お尋ねをしたわけでありませう。まだいろいろとお尋ねしたいこともありませうけれども、あまり時間がございませぬから、いずれまた適当な機会にお尋ねをします。

ただ最後に申し上げたいことは、ともかく何といつてもあなたのはは、大蔵省として関係各省特に中小企業の問題におきましては通産省、中小企業庁からいろいろと中小企業金融緩和のために予算要求といふものもあるだろうと思ひます。あるいは出資、融資という要求もあるわけですが、しかしあなたのはが全般的な金融、特にいま産業の構造を高度化して、国際競争力を強化していくといふ形になつてくると、当然窓口になるのは大企業でありませう。そういうことにはどうしてもあなたのはの重点が置かれる、こういう形になつて、中小企業の金融が圧迫されるというのを私は考へますので、その点十分ひとつ配慮

されて、少なくともこの中小企業基本法に対しては、あなたのほうも十分ひとつ責任を持たれ、中小企業の憲法であるこの基本法を制定するという事は、ほんとうに中小企業の健全な発展をはかっていく、そして経済の二重構造を是正していくということは、当然政府全体の責任であるという考え方の上に立つて取り組んでいただきたいという事を強く要請をいたしまして、局長に対する質問は終わりたいと思ひます。

いろいろいまお尋ねしましたが、大蔵省銀行局長もおられることでありますので、この金融、税制のいわゆる金融面においての社会党の基本的な考え方、当面この中小企業の振興をはかっていくためにどのような取り組みをしなければならぬのかということに対しての提案者の考え方をひとつ話していただきたい。

○田中(武)議員 わが党案におきましては、第六章に金融政策を掲げまして、その第一節に金融政策、第二節に税制政策と分けて規定いたしました。その中心の考え方は、まず第四十九条で、全体の融資ワケといいますが、この中において、中小企業向けにこれの金融の一定ワケを考へる。さらに第二項におきまして、零細企業、わが党いろいろの勤労事業に對しては、さらに別ワケのものとして考へる。こういふようにその態度をうたつておられますが、五十条以下にもいろいろ出してあります。ことに、先ほど大臣が、特に中小企業に對しては信用補完制度が必要である、こういふことでございましたが、それは五十三条に信用補完制度の拡充といふこ

と。さらに税制にいたしましては、勤労事業から得るところのいわゆる零細企業の所得は、勤労所得と同じような考え方によつて基礎控除その他扶養控除等も考へる。さらに零細企業については特別な減価償却を認める。そういったような態度で臨んでおりまして、要は、われわれもいたしましては、いま中村委員がおっしゃいましたように、従来、大企業に對して、ことに系列的金融によつて行なわれるために、資金が中小企業に回らなかつた。したがつて、中小企業に回すためには、できるだけ系列融資、こういうことを排除しながら、中小企業の資金の確保につとめていく、こういうふうに考へております。

○中村(重)委員 税制の問題に對してお尋ねをしたいと思いますのであります。基本法を制定するにあつては、税制の問題、中小企業に對する税の緩和といふものを抜本的に行なつていくという考へるわけでありませんが、このように考へるわけでありませんが、この党の委員の質問によつても明らかになりましたように、この税制といふことは、第五章の中において取り上げられておりますけれども、実際に中小企業に對する税金の緩和といふものは、特別の配慮が行なわれていないのではなからうか、このように考へるわけでありませう。そこで設備近代化のためにするところの税の特別償却、こういうようなことも考へておられるようでございますけれども、近代化促進法あるいはその他の関連法案を見ても、わずかに割増し償却を三分の一程度やるという

ような考へ方の上つておられるようであり

ます。ところが、政府の施策にありま

○松井説明員 お答え申し上げます。まず、現在の税法の中におきまして中小企業のある方、それに対する配慮がどうか、将来に對してそれがどうなるかという基本的な考へ方についてのお尋ねであつたように思ひます。いま御質問の中に、私、二つの意味があると思ひます。一つは、御存じのように、基本的な税制の仕組みの中に織り込まれた場における中小企業に對する考へ方、それから特殊な政策的なものを、二つを含んでおられると思ひます。すでに御存じのように、中小企業に非人情的であつたというわけでは決してないわけでありまして、以下申し述べますように、いろいろの手を打つております。基本的な課税の仕組みから申しますと、やはり税制の基本的な考へ方であり、応分負担、いま法人税とか個人の所得税を中心としたしましては、そうした面からの課税公平の措置という観点からは、御存じのとおり、個人につきま

しては基礎控除があり、かつ累進課税

を持つておるといふことは、すでに小さな取得者には小さく、大きな取得者には大きいといふことであります。法人税におきましても、二百万を境にいたしました。二つの段階税率をとつております。それから個人企業におきましては、また後ほど別に問題にされると思ひますが、専従者の控除を承認するといふこと、それから同族会社にありましては、これは小さな企業も大きな企業もあるわけでございます。特に小さな企業の負担軽減の意味におきまして、百万円の基礎控除を承認しておるといふような点におきまして、基本的な税制におきまして、すでに中小企業者に対する課税の配慮といふものが、その程度が十分であるかどうかという問題は別にあるといつたとしても、基本的な考へておられる。そのほかに特殊な政策的要請、社会的、経済的、いろいろの要請がございますが、中小企業者の分につきましては、特に取得いたしました合理化機械等につきましては、初年度に三分の一の特別償却を承認するといふこともとつております。ほかに、本年三月にまた次のような改正をいたしております。御存じのように、基礎控除とか、配偶者控除、扶養親族、それから専従者控除の引き上げ、それから同族会社におきまして留保所得課税の基礎控除分の引き上げ、それから中小企業近代化促進法という特別法がございました。これは、特に中小企業者の機械設備につきまして、五年間、毎年毎年普通の償却のほかに三分の一割増して償却してよろしいといふような制度、あるいは中小企業者の合併の場合における清算所得課

税の軽減、これを特別措置としてとつておるわけでございます。基本税制、特別措置を通じて、いままでにも相当な考慮を払つてきておる税体系になつておるといふことは、言ひ得ると思ひます。それがいままでの基本的な考へ方でございますが、今後におきましても、そういう考へ方は不動のものであると思ひ存じております。

○中村(重)委員 問題点としてここで指摘したいのは、特別償却の措置に對して、いわゆる産業構造の高度化をはかる、あるいは国際競争力を強化するというために、この施策の対象とする業種あるいは企業といふものを指定する、こういうことですね。これに對して、計画をつくつてこれを公表する。こういう対象になる企業に對しての金融あるいは税制の措置といふものは考へられては、また、これに對しては、個人でなくて、いわゆる法人であるといふ形になつておる。個人は対象になつていない。それから、そういう政府の施策の対象外に置かれておる企業、設備の近代化といふことに對しては、特別の配慮といふものが考へられていないのじゃないか。そういうような問題、それから償却期間といふものが非常に長いということですね。率が低いといふこと。これらのことを私は指摘せざるを得ない。こういう形式的な特別措置、税の緩和といふことで、中小企業は非常に重い税負担によつて追い回されておる。端的に

いって、いま中小企業者は、資金と税金に追い回されておる。こういうような実態を緩和していくことができるお

考えになっておられるのか。まず、これらの点に対して聞かしていただきたい。  
○松井説明員 なるほど中小企業にも特別措置的なものがあるが、それは中小企業者の中でも何か特殊なものにだけ当てはまる措置になって、特殊な政策目的を実現するために特定のものの範囲に限定されておるのじゃないかというお話でございましたが、これにつきましては、次のようにお答え申し上げます。  
先ほど申しましたように、基本税制のあり方の中に、すでに大きく取り上げることが可能であり、かつできると思えます。昭和三十六年に、一般的な耐用年数の圧縮を行ないました。そのときには、およそ中小企業者が主として使われる機械設備を中心にいたしました。普通の一般的な減価償却を縮める範囲よりも一そう大きく縮めるといふ方法をとることにいたしました。広く基本税制的な措置をとるほかに、先ほど申しました近代化促進法に基づき特別措置につきましては、これは担当の省であります通産省、中小企業庁あたりと十分協議いたしました。近代化促進を特に必要とする、しかも十分な範囲にわたるものについて、この制度を適用できるという配慮は十分いたしましたつもりでございます。全体として不平等になっておる措置とはわれわれ考えておりません。

法の適用の問題にいたしましたしても、それは中小企業にも通じておるのだ、こゝろおっしゃる。おっしゃるけれども、現実には中小企業というものは、この租税特別措置法の恩恵というものはなかなか受け得られない、そういう仕組みが現実に行なわれておる。政策というものはそういうところに置かなければならぬ。法律はこうつくっておるけれども、現実はこの法律がどう消化されておるか、ここに問題の焦点を当てなければ、正しい政策というものは出てこない。金融の問題も、私先ほど指摘したとおりである。税の問題におきましては、その制度を適用する場合には、厳格な一つの経理上の規制というものはある。それに沿うためには、相当ないわゆる人件費を必要とする。こういう複雑な形であれば、金融担当の者を置くことによつて、そういう経費がかさんできて、税金をまけてもらうことよりも、そのほろがかさむ、こういうような現実の場面に中小企業が置かれておるといふことも、私は否定できない。そういう法律というものがどのような形で消化されておるかという点に対する配慮が、あなたのほうにあるのかどうかあるならば、これをどう対処していかなければならないとお考えになっておられるか。それらの点に対して聞かせていただきたい。

○中村(重)委員 あなたのほうでは、特別な配慮というものをしている、こういう考え方のようです。私も、いま中小企業者が、また大企業を引き合いますので、現実がそれでございませぬ。中小企業を比較すれば、租税特別措置

企業の内留保の充実をやるという項目の中に、貸し倒れ準備金、価格変動準備金等いろいろございしますが、いずれの企業を問わずこれは利用できるというふうにつくつてあります。たまたまその利用の範囲が大きいというところなので、最初から特に意図して大企業の方に当てはまるというものは、ごく僅少部分でございします。一方、特に先ほど申し上げましたとおり、中小企業のみを目的としたものもございします。わけがございまして、一がい全部最初から大企業偏重にのみできた租税特別措置法というものは、私は断定できません。しかしながら、いまおっしゃいました趣旨の通りでございます。これはいままでの税制調査会におきましても相当検討してまいりました。が、いかなる意味におきまして、特別措置というものを、幾分でも租税の公平負担ということを害する性質を持つておるものであつて、それぞれ必要な政策的要請に基づいてとつたものではあるけれども、はたしてどんなものがあるか、あるいは、そういう政策にマッチした税制をとることがはたして効果があるかどうか、ひとつ機動的に判断し、改廃を、なるべく整理をしていくべきものと考えるという基本的な答申の線に沿ひまして、われわれも特別措置の扱い方というものを今後整理していきたいと思つております。そのときにおきましては、やはり中小企業というものを、政策要請の比重、強さ、緊急性というものを十分考慮いたしまして、残すべきものは残すということになるかとも思つておつたが、概括的に、結果としておつたことになつて

○松井説明員 特別措置が大企業偏重になっておるんじゃないかという御質問でございますが、結果といたしましては、利用の重さ、範囲からいまして、おっしゃる通りだろふと思つておつたが、お説みになつてもおわかりになりますように、たとえば

おるとは言えると思つたが、最初から企図して大企業偏重にのみなる特別措置とは断定はできない。そういうものを企図したものでないということをは言えると思つた。

○中村(重)委員 その点は私も認めた。そのうち、法のそういう内容を見ると、おっしゃるとおりだといふことは、私がさきに申し上げたのです。ところが、現実にはその法律というものを十分消化できない形になっておる。政治と消化できない形になっておる。政治と政治と、政策というものは、やはりその対象となるものがどういう立場にあるかといふことを十分念頭に置いて、それに適切な政策を当てはめていかなければ、政治でもなければ政策でもない、こういうふうには私は思つておる。長い間、租税特別措置法の中においてあなた方は経験をしておる。そういう先ほどお答えのように、法律はそうおなつておるが、現実にはなかなか期待どおりになつてない、こういうことをお認めになつたのですから、こういう中小企業基本法というものを制定するにあつては、その租税特別措置法というものがほんとうに中小企業に役立つように、ほんとうに正しく適用されるように、内容を改めていくというふうな点について、どのような検討をされたか、またどのような用意があるのか、具体的な考え方を聞かしていただきたい。

○松井説明員 ことし三月の税制改正におきまして、すでに中小企業に対する配慮といふものはいま申し述べたとおりにしてございします。今後の税制改正でどういふ配慮をするつもりかというお話でございしますが、基本的には、目

下税制調査会で検討いたしました。ここでございまして、具体的にここで申し上げる段階にいたつておりませんが、基本的な税法を考へる場合とあわせて特別措置を考へる場合におきましても、いままで考へておると同じ、あるいはそれ以上に中小企業政策というものが非常に大きな比重を持つてくる重要なポイントであるといふことは間違いないと思つておる。そういう線に沿つた考え方で具体案が出てくるものとお考えしております。

○中村(重)委員 いま租税特別措置法の問題に對して指摘をいたしました。が、そういう法律が、現実には中小企業者の税の面からする緩和措置といふことで正しく消化されてない、そういう仕組みになつておる。いま一つは、税額を申告する、これに對しては、税務のほうでオーケーと言ふ場合は別として、なかなか言わない。大企業に對しては特別の措置が講ぜられておる反面において、端的に申し上げると、税務当局において実際にやつておる否認ですね。調査によつて否認がされておる。この場合、中小企業に對して非常にきびしいといふことです。大企業に對しては、これは専門の経理担当者がおつて、水も漏らさぬといふか、そういう処理ができておるといふこともありませう。また政策的な配慮もありませう。実際に昭和三十一年と三十六年の六月、同じ月を見ましても、資本金一千万以上の企業に對して、申告どおりに認められたものは九六%、否認されて税額が増加されたものは四%、その金額は百八十億、ところが一千万以下、いわゆる中小企業に對する企業でありませうが、そ

○松井説明員 ことし三月の税制改正におきまして、すでに中小企業に対する配慮といふものはいま申し述べたとおりにしてございします。今後の税制改正でどういふ配慮をするつもりかというお話でございしますが、基本的には、目

下税制調査会で検討いたしました。ここでございまして、具体的にここで申し上げる段階にいたつておりませんが、基本的な税法を考へる場合とあわせて特別措置を考へる場合におきましても、いままで考へておると同じ、あるいはそれ以上に中小企業政策というものが非常に大きな比重を持つてくる重要なポイントであるといふことは間違いないと思つておる。そういう線に沿つた考え方で具体案が出てくるものとお考えしております。

れは申告どおりに認められたものは八一%、それから増加分は一九%、その金額は三百七十四億。この数字を見ても、いかに中小企業が過酷な取り扱いを受けておるか、私は明らかにされておると思ふのです。これらの点に対しては、どのようにあなたの方では国税庁その他の連絡において対処しておられるのであるか。また実際に中小企業に対してそういう酷な取り扱いはなされておるおられるので、どのような行政指導をしておられるのか。またこれからやろうとお考えになっておられるのであるか。その点について何一つも思ひます。

○松井説明員 税の執行に関する問題でございます。国税庁長官からお話をすると、適当な問題かと存じますが、少なくとも大企業にはゆるやかな調査、それから中小企業にはきびしい調査で臨んでおる結果、否認件数にしろ、否認税額にしろ、かえって中小のほうが多いじゃないか、こういう御指摘かと存じますが、われわれ納税者の調査に臨みますときに、そういう差別はつけておりません。むしろ大企業というものは、複雑怪奇——怪奇ということばは、いかかとも存じますが、非常に組織も大きゅうございまして、企業会計組織も複雑になっておる関係上、普通の能力の税務職員でもって調査をいたしますときには粗漏の起こるおそれがあるということで、特別に訓練を受けた税務職員が長期調査に当たるという態勢をとっておるわけでございます。かえって大企業につきましては徹底をしていくという態勢はとっておるわけでございます。また、そういう数字が出るゆえんは、一面から

ういふふうには御解釈になることもできなくとも思ひますけれども、その数字から全般的な判断をすることはなかなか困難かと存じます。いまおっしゃるとおり、大企業におきまして優秀な経理職員がおるといふことは、いい意味におきましては、税の要求する計算にのつとつた計算をやる。ところが、中小企業者におきましては——むしろ税理士その他の専門会計士の援助を受けることは、これは大中小を問はずあることでもございまして、むしろ大きな納税者がそうした専門会計士、専門家の援助を受けることが非常に多いのじゃないかと思ひます。そんなわけで、悪意ではなしに税法どおりの計算をしないがために否認を受けることが、中小企業に多いせいじゃないか、なろうかと私は想像いたしております。したがって、その数字をもつて全部悪意の脱税と断ずることは早いのでありまして、うっかりした錯誤といひますか、単純な否認というものが案外中小企業者に多いのじゃないかと、善意に受け取ることでもできるんじゃないかと思ひます。いま私はそういう数字を持っておりませんが、国税庁あたりでそれに関連した数字がございましたらば、別な読み方もできると思ふのでございませぬ。いまお示しになりました数字に関する限り、私そういう感想を持っております。

ら、現実に政策を行なっていく上においては、課税の面において、徴税の面において、中小企業者がほんとうに健全な経営をする上に立つての配慮というものを十分なされなければならぬ。さらにまた、私が冒頭に申し上げましたように、中小企業の近代化をはかっていくという上におきましては、特別償却に対しては相当重点を置いて取り組んでいただかなければならぬ。償却期間を非常に短くして、短い期間において償却を行なうという面、あるいはその率の問題等々については、特別の配慮をなされなければ、このういふことでは問題にならないんじゃないか。さらにまた、特別の政府の施策の対象になるものだけが特別償却制度等の対象になるということであつてはならないんじゃないか。すべてのことがそういうふうには貫かれておるようなので、これではいけない。いわゆる中小企業間の格差が新たに発生するといふような形になります。その点に對しての配慮をひとつ十分なさるようになさる。考え方をひとつ最後に聞かしていただきたい。

○久保田(豊)委員 関連して。いまの税について、大蔵省に特に要求をいたします。私も、この次にいろいろ議論をいたそうと思ひます。そこでその基礎資料として、これは通産省のほうにもお願いしたいと思ひますが、いわゆる中小企業者並びに大企業者、零細企業者を含めまして、いろいろな税金がおりますけれども、特にそのうちで、所得税、法人税、事業税、市町村民税、府県民税、これの階層別の負担がどうなつておるかということを出

してもらいたい。階層というのは、御承知のとおり、法人企業その他がおりますが、人員なら人員でも、あるいは資本でもよろしゅうございませぬ。これは階層別の負担区分が、実際の負担がどうなつておるかという問題、それからもう一つ、租税特別措置による減免税額、これは国税並びに地方税を含めて、両方にわたりました。これがいま言ったように階層別にどういふふうになつておるかということが明らかになるような資料をひとつ出してもらいたい。できればその際に、特に法人等においてはこれはできると思ひますけれども、粗利益なりあるいは純益でもよろしゅうございませぬ、あるいは売り上げでもいい、何でもよろしゅうございませぬが、それを対象としたものができれば、それをつくつてもらいたい。これをひとつお願いしておきます。もう一つ、十八日に私の質問があるようなことになつておるようですから、それまでにはできるだけひとつ出してもらいたい。

○松井説明員 二つの資料を御注文になつたようでございませぬが、階層別には、ある程度どんな階層を選ぶか、いろいろ御注文があらうかと思ひますが、これは現存の資料で何とかできると思ひますが、もう少しあとで詳しくどういふ階層、どんな分類でやればいいのかお伺いしたいと思ひますが、第二の特別措置は、これは悉皆調査をやりますのは大へんでございまして、税務署を通じて、われわれ特別措置の利用状況を集めておるのでございませぬが、これを階層別に分類するのはちょっとむずかしからうと存じておりまして、全体として、たとえば幾ら利

用じておるかということも推計で出るわけでありませぬが、現実の一人一人の企業者、一人一人の法人の利用状況を集めて、それを階層別に区分することには、やつてできぬことはないのです。大へんな作業にもなりませんので、短時間では非常に不可能に近いことだらうと存じますが、それでなく、何か御趣意に沿うものができるとか、別の観点でひとつ検討させていただきます。思ひます。

○中村(重)委員 時間の関係がございませぬから、三、四点に止めてきょうは終わることいたします。国の施策のことに対して、第三条、この点に對してお尋ねをしますが、中小企業の規模の適正化、事業の共同化、工場、店舗等の集団化、事業の転換、小売商業における経営形態の近代化をはかつていく、こういうものもろろの施策をすつと進められてくるわけでありませぬ。このことに対して、二項にいうところの産業構造の高度化、産業の国際競争力の強化を促進をする、こういう考え方の上立って、特定の業種を指定をする、そしてこのような施策を進める、こういうことを考へておるようでありませぬが、このことは公述人からも相当問題点として指摘されたところでありませぬ。産業間、企業間の格差というものが起こつてくる危険性がある。いわゆるこれから取り残される中小企業はどうか。こういうことが強く指摘されておりますが、長官としては、数回行なわれました質疑の中で、あるいは公述人から指摘されたこと等に対して、考へ方もさらに深まった点があるだらう、あるいは認識を新たにされた点もあるだらう、こ

ういふふうには御解釈になることもできなくとも思ひますけれども、その数字から全般的な判断をすることはなかなか困難かと存じます。いまおっしゃるとおり、大企業におきまして優秀な経理職員がおるといふことは、いい意味におきましては、税の要求する計算にのつとつた計算をやる。ところが、中小企業者におきましては——むしろ税理士その他の専門会計士の援助を受けることは、これは大中小を問はずあることでもございまして、むしろ大きな納税者がそうした専門会計士、専門家の援助を受けることが非常に多いのじゃないかと思ひます。そんなわけで、悪意ではなしに税法どおりの計算をしないがために否認を受けることが、中小企業に多いせいじゃないか、なろうかと私は想像いたしております。したがって、その数字をもつて全部悪意の脱税と断ずることは早いのでありまして、うっかりした錯誤といひますか、単純な否認というものが案外中小企業者に多いのじゃないかと、善意に受け取ることでもできるんじゃないかと思ひます。いま私はそういう数字を持っておりませんが、国税庁あたりでそれに関連した数字がございましたらば、別な読み方もできると思ふのでございませぬ。いまお示しになりました数字に関する限り、私そういう感想を持っております。

○久保田(豊)委員 関連して。いまの税について、大蔵省に特に要求をいたします。私も、この次にいろいろ議論をいたそうと思ひます。そこでその基礎資料として、これは通産省のほうにもお願いしたいと思ひますが、いわゆる中小企業者並びに大企業者、零細企業者を含めまして、いろいろな税金がおりますけれども、特にそのうちで、所得税、法人税、事業税、市町村民税、府県民税、これの階層別の負担がどうなつておるかということを出

してもらいたい。階層というのは、御承知のとおり、法人企業その他がおりますが、人員なら人員でも、あるいは資本でもよろしゅうございませぬ。これは階層別の負担区分が、実際の負担がどうなつておるかという問題、それからもう一つ、租税特別措置による減免税額、これは国税並びに地方税を含めて、両方にわたりました。これがいま言ったように階層別にどういふふうになつておるかということが明らかになるような資料をひとつ出してもらいたい。できればその際に、特に法人等においてはこれはできると思ひますけれども、粗利益なりあるいは純益でもよろしゅうございませぬ、あるいは売り上げでもいい、何でもよろしゅうございませぬが、それを対象としたものができれば、それをつくつてもらいたい。これをひとつお願いしておきます。もう一つ、十八日に私の質問があるようなことになつておるようですから、それまでにはできるだけひとつ出してもらいたい。

○松井説明員 二つの資料を御注文になつたようでございませぬが、階層別には、ある程度どんな階層を選ぶか、いろいろ御注文があらうかと思ひますが、これは現存の資料で何とかできると思ひますが、もう少しあとで詳しくどういふ階層、どんな分類でやればいいのかお伺いしたいと思ひますが、第二の特別措置は、これは悉皆調査をやりますのは大へんでございまして、税務署を通じて、われわれ特別措置の利用状況を集めておるのでございませぬが、これを階層別に分類するのはちょっとむずかしからうと存じておりまして、全体として、たとえば幾ら利

用じておるかということも推計で出るわけでありませぬが、現実の一人一人の企業者、一人一人の法人の利用状況を集めて、それを階層別に区分することには、やつてできぬことはないのです。大へんな作業にもなりませんので、短時間では非常に不可能に近いことだらうと存じますが、それでなく、何か御趣意に沿うものができるとか、別の観点でひとつ検討させていただきます。思ひます。

○中村(重)委員 時間の関係がございませぬから、三、四点に止めてきょうは終わることいたします。国の施策のことに対して、第三条、この点に對してお尋ねをしますが、中小企業の規模の適正化、事業の共同化、工場、店舗等の集団化、事業の転換、小売商業における経営形態の近代化をはかつていく、こういうものもろろの施策をすつと進められてくるわけでありませぬ。このことに対して、二項にいうところの産業構造の高度化、産業の国際競争力の強化を促進をする、こういう考え方の上立って、特定の業種を指定をする、そしてこのような施策を進める、こういうことを考へておるようでありませぬが、このことは公述人からも相当問題点として指摘されたところでありませぬ。産業間、企業間の格差というものが起こつてくる危険性がある。いわゆるこれから取り残される中小企業はどうか。こういうことが強く指摘されておりますが、長官としては、数回行なわれました質疑の中で、あるいは公述人から指摘されたこと等に対して、考へ方もさらに深まった点があるだらう、あるいは認識を新たにされた点もあるだらう、こ

思うのでありますが、このことに対しては、どのようにお考えになっておられるのか。さらにまた、こういう基準をつくるということになってまいりますが、その基準はどういう基準なのか、またこれを公表するということがありますが、これを公表するという手続等は、どういふ形で行なわれるのか。一つ一つお尋ねしていきたいと思いますが、時間の関係がありますので、たいへん御迷惑をおかけいたしますから、一緒にお尋ねしてお答えを求めたいと思います。

○種別政府委員 われわれといたしましては、過般御決定いただきました近代化促進法によりまして、従来の業種別振興よりも、さらに税制において、あるいは金融において、裏づけのある施策を逐次実施したいというところをここでおきめたいというところがあります。もちろんその対象業種以外のものにつきましては、たとえばすでに業種別振興法の指定に伴って、改善事項の策定されておられるものは、その示された改善事項に沿って実績があるように、所要の裏づけを行政的に指導していきたく存じております。また、若干改善事項の出でこないものもありませんが、今月中に少し追加したいという業種等もございます。そういうものにつきましては、必ずしもこの前御決定いただきました近代化促進法だけではございませんで、いままでございませぬ業種別振興法といったもので示されたいろいろな点につきましても、その方向でやっていきたい、そういうふうに存じております。特に、国際競争力の強化を緊急に必要とし、あるいはわが国の産業構造の高度化上、非常

に急いで強くしたいといったようなものにつきまして、それをほかのものよりもある程度厚く施策を講ずるといふこともございませぬが、決してほかのところをほうっておくということではございませんで、逐次そういうような施策を進めていくというふうなやり方を、たとえばこの前御決定いただきました近代化促進法の基準等につきましても、たとえばいわゆる将来のビジョンと申しますか、近代化促進計画、それも基本計画と実施計画と二つございませぬが、この中におきまして、ものによつて違いますが、大体三年ないし五年というあたりに一つの目標を置きまして、そのときにおけるコストの目標でありますとか、生産規模は少なくともこの程度であるべきだ、また、その際、その業種全体としての輸出はどのくらいになつていられるだろうか、また、生産の総量はどのくらいになつておられるだろうかというふうな見直し等について、一応の大きなあれを立てまして、それにできるだけ近づくようにいろいろな具体的な各方面の施策をやつていきたいというところで、基準といたしましては、いま申しましたような近代化促進法に基づくものは近代化計画というふうな形で出されましても、また、それ以外のものにつきましては、業種別振興法の改善事項という中でうたわれたいことになつておられるかと存じます。

○中村(重)委員 この適正化の基準、これをどの程度で考へておられるのか。それから、公表するという形になつてくると、指定をするという形は近代化促進法の中において明らかにしたわけでありませぬけれども、やはりそ

ういふ具体的な基準をつくるということになつてくると、また別の措置が必要になつてくるのではないかと、このように考へる。非常にこの点は重要であります。取り扱ひとして官僚制になつても、公述人からも言われたのでありますし、また質疑も行なわれたわけでありませぬ。こういう特別の施策を講じられ、この政府の施策に協力するものに対しては、税の面における特別の措置、金融の特別の措置をやるのだ。ところが、政府の言うとおりにしてこないものはもう知らないのだ。このような考えの中におきますと、どうしても官僚制の中に出でくる危険性が私はあると思う。ですから、基準を具体的にきめるという場合に、民主的なきめ方というものがなければならぬ。その基準も明らかにしていかなければならぬのじゃないか。また近代化促進法の中では不十分な点があるのではないかと、その点に対して考へ方を開かしていただきたいというところ、それからその他のもの、いわゆる対象にならないものについては、ほうっておくというわけではないのだ、こうおっしゃつた。しかし、そういう抽象的なことではだめなんですよ。いま中小企業者は、非常に心配をしていられる。これはどの公述人の意見をお聞きになりましたか。一人としてこの問題に触れなかつた人はないでしよう。取り残された人はどうなるのか。企業転換といふことを考へておられるのだから、かといつて、この企業転換もきわめてあつた。自分のこの企業はだめだ、こういうので自発的にやめよう

といふものに対しては、いろいろ政府も協力をするのだという、きわめて抽象的なことばで濁されておる。また、予算的にもそういうような形はあらわれない。何か雲をつかむような形に突はあるわけでありませぬ。そういうことで、中小企業者の不安、動揺といふものは、私は無視できないと思つておる。そういう抽象的なことでは困りますから、もっと正確などうか、明確なお答えを願いたい。しかもまた、これは少なくとも所得増進政策によつて進められておると思うので、そういうことであるならば、当然その増進計画に沿つた答へといふものが出てこなければならぬと私は思ふ。所得増進計画の中には、第一次産業はどうなるのか、第二次産業はどうなるのか、第三次産業はどうなるのか、がはっきりしておるわけですから、そういう見直しの上で立つて、計画に沿つておやりになつたとするならば、当然その答へといふものが出てこなければならぬと思つておる。もっと明確なお答えを願いたいと思ふ。

○種別政府委員 一般的に、いわゆる中小企業に対する指導というよりなところ、これはすべての中小企業にいくわけでありませぬが、特に今回一緒に審議していただいております中小企業指導法といつたようなものの中にもございませぬが、われわれといたしましては、中小企業の面において一番欠けてはいる人づくりという面において、これは特別今立法いたしましたので、府県、あるいは五大市、あるいは指導センターといつたようなものを通じて、中小企

業の管理能力あるいは技術水準を高めるというところのために、一つのよりどころとなるべき法律をここにお願いしておるわけでありませぬ。この指導法等によりまして、また従来からいろいろやっております診断、あるいは一般的な指導、あるいは商工会、商工会議所によりまして経営改善普及事業といつたような、いろいろな施策を従来からも講じておるわけでありませぬ。特に近代化促進法で取り上げた業種だけを考へて、それ以外のものには特別措置をしないというふうなものでなく、一般的には、指導法でありませぬか、あるいは過般御審議いただきました中小企業近代化資金助成法といつたもの、これはむしろ非常に小さい業種、小さな規模の方々非常に多くいつていることは、午前中に申し上げたわけでありませぬが、全体の資金の八七〇万までが従業員百人以下のところに貸し出されておるといつたようなことでもございませぬ、そういう一般的な近代化のための資金の援助を地方と相協力しながら行ない、同時に、そういう政府と地方の金を誘い水として民間資金をそこに引き込ませるといふことについても、いろいろやっていくわけでありませぬ。特殊の業種、あるいはこの中の優秀なものだけに施策を集中しているというわけではございませぬ。それから、この十二条にございませぬ公表しなければならぬ適正な規模といふものにつきましても、たとえば近代化促進法等には、これは申し上げるまでもなく先生御存じだと思いますが、中小企業近代化審議会の意見を開いて、これを公表するといふことになつておられますので、決してわれ

われだけかかってにきめるといふもの  
ではございません。これは結局需要と  
技術と両方の面をよく考えまして、ど  
の程度の規模が一番適当であるかとい  
うことをきめるというわけでございます  
して、それぞれの審議会という面で、  
学識者の御意見等も伺い、また中小企  
業代表者の御意見等も十分に参考とし  
た上で、一番適正と思われるものをき  
めたいと考えております。

○田中(武)議員 いま輔詰長官からい  
ろいろと御答弁がありました。しかし、  
中村さんの御指摘のように、いわゆる  
零細企業は一体どうなるのかというこ  
とを心配しておる。私は、この点が政  
府案の一つの欠陥ではなからうかと  
思っております。政府案の前文の最後  
のところは、「中小企業の進むべき新た  
なみちを明らかにし、こういふように  
明確に宣言をいたしておりますが、内  
容に至りましては、零細企業は一体ど  
うなるのかということについて、新し  
い道を示していないのであります。し  
たがいまして、政府の基本法は、零細  
企業の切り捨て思想があるのではない  
かと心配しておるところは、中村君の  
御指摘のとおりであります。

そこで、わが党はどうやってい  
るかと申しますと、まず、三十三条にお  
きまして、衰退業種に対する措置とい  
うことをうたっております。そういう  
衰退業種に対しては積極的の援助を  
し、及び応急的救済の手段をとる、こ  
ういふようにいたしております。な  
お四十六条の一項及び二項と分かれま  
して、一項のほうは、そういう零細企  
業のうちでも経済ベースに合ふ、経済  
政策でいけるものを規定し、第二項に  
おきましては、そういうベースに合

ぬものは社会政策によって救つていく  
のだ、こういふようにきめこまかに規  
定しておるといふことを申し添えてお  
きます。

○中村(重)委員 いま、いろいろお答  
えがあったわけですが、社会党提案者  
から二つに分けて対策を立てておると  
いうお答えがございました。自民党推  
薦の公述人も、この点が適当でない  
いうことを非常に強調しているの  
です。ですから、いま既往の法律を取り  
上げて長官はいろいろお答えになった  
わけですけれども、実際の中小企業に  
対する政策、これは政策でなくて対策  
なのだ、これでは中小企業は全然立ち  
行きていけないのだ、こういうことは、  
長官も率直に認めておられる。また、  
答弁の中でもその点を特に強調し、明  
らかにしておられるわけでありませ  
う。そうならば、いまこの政府の施策の対  
象にしようといふものは、その中小企  
業の中でも、昨日の公述人のごなか  
の言葉を借りて言うならば、いわゆる  
優等生である。優等生はほうつておい  
ても伸びる。だから、優等生教育とい  
うものは必要じゃないのだという、全  
く適切なことばであつたと私は思うわ  
けですが、その優等生でないものに對  
する特別の施策、教育といふものが必  
要になつてくる。中小企業の場合にお  
いては、政府がいま対象とするような  
企業といふのは、非常に優秀な企業と  
私は判断をしておる。また、そういう  
ことを対象に考えておられる。です  
から、そういう企業も、いままで同じよ  
うに、あるいはより以上に政府の施策  
の対象になつておつたかもしれない  
、それではならないからというので

特別のことをお考えになるならば、そ  
の他のものはいままで法律の中で何  
とかやつていけるのだという考え方  
は、適当でない。基本法をお出しにな  
るならば、その点をきつりして、い  
わゆる中堅企業のものもこうやつてい  
くのだ。特定の産業、特定の企業に對  
して特別に政策をやらなければならな  
いならば、その他の企業者に対しての  
取り扱いというものは、基本法の中  
はつきりあらわしていくと同時に、関  
連法をお出しになるといふ態度でなけ  
ればならぬじゃないか。そういう特別  
なものに對しては、関連法までお出し  
るにいま最も苦しい状態に追い込まれ  
ておる企業者に対しては、特別の措置  
を考えられていないということでは、  
きわめて不合理であり、不公平だ、こ  
う私に申し上げざるを得ないわけだ。  
いまあなたが、何とか考えるのだ、そ  
ういふことでこの中小企業の憲法であ  
る基本法を通そうという考え方は、固  
違つておると思う。これはもつと責任  
ある態度で取り組んでいただかなけれ  
ばなりません。

○種詰政府委員 中小企業対策の一番  
大筋は、先ほど来先生がいろいろお話  
になつておりました金融であり、税制で  
あろうかと存するのであります。い  
わゆる特別措置といふようなことで対  
策を講ぜられるということが、ある程  
度限定されるということになるのは、  
これは特別措置といふ名前からいつて  
も、やむを得ないと申しますか、当然  
の帰結にならうかと思つたわけござい  
まして、要は、先ほど大蔵省からのお  
話にございまして、最も公平である  
べき税制という中でも、特にそういう

零細な方、大多数の非常に拒税力の乏  
しいと思われる方々に対して特別のめ  
んどろを見なければならぬといふの  
であれば、中小企業政策の重要性とい  
うことについて、これはわれわれいま  
までも努力しておるつもりでございま  
すが、さらによく税制調査関係の方に  
も納得のいくように説明いたしまし  
て、特別の措置といふものが広く一般  
の中小企業者に及ぶように、言いかえ  
ますと、たとえ税率の関係といつた  
ものについても考えてもらうというよ  
うなことが、一番広くいくのじゃな  
らうか。そういうことについては、こ  
の法律ができた機会にもよく関係方面  
にお話しして、そういうような税制がで  
きるように努力したいと考えておりま  
すし、また、金融につきましても、先  
ほど来大蔵省のほうで、できるだけ中  
小企業のほうに金が流れていくように  
といふことについては、いろいろ御不  
満の点等もございまして、通産省  
といたしまして、大蔵省としても  
せつかく努力してきたところござい  
ますので、いまここで具体的にどう  
いうことかといふことははつきりお約束  
するわけにいきませんが、われわれとい  
たしましては、昨年度に比べまして大  
体一五〇程度の財政投融資関係の機  
関の貸し出しワクの増加といふもの  
があれば、ことしは一般的な金融情勢等  
からんで大體やつていけるということ  
で、これだけの措置を講じておるわけ  
でございまして、これにつきましては、先  
ほど大臣も決してこれで満足してお  
るのではないといふことを言つておられ  
ますので、さらに充実するように努力  
していきたい、できるだけ一般的な税  
制、金融という面でも潤う方が多いよう

に努力したいと思つております。この  
基本法を出しましたらねらいは、中小企  
業の優秀な特別の優等生だけを育て上  
げるといふことでなくて、中小企業企  
体のレベル・アップといふことにある  
といふことは、格差の是正をはかつて  
いこう。解消が理想ではあるけれども、  
とりあえず格差の縮小をはかつていき  
たいといふことから、当然の措置でござ  
いまして、われわれは決して特殊の  
ものだけの保護、助長といふことを考  
えておるわけではございません。それ  
から世界市場に直接つながつておると  
いふような現状におきまして、第三  
の第二項にも、常に産業構造の高度化  
あるいは国際競争力の強化といふよう  
な観点からもやらなければならぬとい  
うようなことも書いてございまして  
で、特別に何らかの手を打たなければ  
ならないといふことについては、それ  
だけの手をプラスして打つといふこと  
でございまして、特別の人間だけ対象  
にしてほかは何もやらないといふこと  
ではないといふ点について、御了承  
いただきたいと思つております。

○中村(重)委員 そういふことは考  
えておられません、了承してくださいと  
おっしゃつても、私は、あなたのほう  
で提案になつた基本法をすなおに読  
み、これに基づいてお出しになつた関  
連法をすなおに読み取つて、ものを判断  
して言つておるのです。あなたが具体  
的にやろうとするものが、ここにあら  
われておるものをやろうと考えてない  
と言つておるのじゃないのです。あな  
たの頭の中には、そういうことをお考  
えになつておるかもしれませぬ。まさ  
か零細企業者を切り捨ててしまつて、  
どうにでもなれ、そういう不人情な考

えをあなた個人が持つておるとは、私は言わないのです。しかし、この政策の面にあらわれないじゃないか。優等生教育じゃないと言われけれども、優等生教育をここで言われ出しておるじゃないか。優等生でないものに対する施策は具体的にあらわされてきてないじゃないか。基本法ならそれを明らかにしなさい。そして審議に必ずすべきだと私は言っておるのです。その点がないうので、これを指摘せざるを得ない。どうして納得できないのです。お答えがあれば聞きます。

○植詰政府委員 優等生教育で、一般大衆のことは考えていないというお話でございますが、われわれは、この一条から全部すべての中小企業者にかかっている。しかし、そのままで受け入れたい方がおるだらうというので、特に二十三条におきましては、社会政策的な配慮も必要であらうというふうなことを込めてここに書いておるわけでございます。この二十三条を置いたのは、ほかの方よりもむしろ特別受け入れやすいような施策をするために必要な考慮を払うということ、確かに現在の段階におきましては、小口保険でございますとか、国民公庫の金融とか、あるいは経営改善普及事業とかいったものに限られておりますけれども、今後この精神に沿って具体的に何をやるかということにつきましても、せつかく政策審議会もできることでございますので、先生の御心配のようないことが起こらないように、できるだけたくさんの中企業者がほんとうに基本法制定の目的に沿って底上げがされるようにということについては努力したい、こう思っておりますし、ま

た、いろいろな関係で当然需給との問題がございしますから、需給がふえていかない、あるいは需要が絶対的に減るといったようなもの等もいろいろあると思われましますので、そういうものにつきましても、今後マーケット・リサーチというふうなことも十分にすることによって、先行きの見通しを持つた一つの長期計画、展望というものを、行ないまして、業界を指導する。場合によっては、そのためにある業種より有望な業種への転換というふうなことも起こるかと思わしますが、いずれにしても、優等生だけを相手にするのじゃなくて、一般の方々すべてをやる、特に小さい方々についての配慮をする。たまたまこの国会で、非常な根本的なむずかしい問題でございしますので、具体的な法律が出てないというだけで、そういうことが、われわれの感じでは、そういうことで、いませつかく関係の各省の間では、税については、金融についても努力しておるところでございます。政策審議会でも十分論議していただきたいと思います。

○中村(重)委員 あなたのお気持ちはわかるのです。わかるのだけれども、その気持ただけで法案の審議をやれと云うのも、無理だということをおっしゃるのです。だから、二十三条で明らかにしておるじゃないか。二十三条で何をくみ取れと云うのですか。ほかの優等生に対しては、具体的な関連法が出されてきておるじゃないか。しかも自民党提案の中企業基本法に対する本会議質問を私がやつたときに、当時の佐藤通産大臣は何と答えましたか。本会議の議事録を讀んでごらんください。関連法が準備

ができなかったから、やれなかったんだ、今度は十分それのりつばな関連法をそろえて御審議を願うことになったと答弁したのではありませんか。それならば、あなたの方の対象に載せようとする企業はきわめて少数で、圧倒的な、優等生でないという中小企業者に対する措置があつてしかるべきじゃないですか。それをお出しになって、あなたは、私の気持ちはこうです、なるほどその気持ちは具体的な形であらわれておると私たちに納得させようという準備がせんか。それができて態度ではありませんが、責任あることではないことだから言っているんだ、社会党案が少なくとも政府の提案よりもより具体的であるということはお認めになるでしょう。野党の社会党に準備ができるのには、どうして政府に準備ができないのですか。そういうことであつたが中小企業者を納得させようというお考えを持っておられるということは、たいへんな無責任ですよ。あなたがそういうことを中小企業者の大会をお開きになつてあいつをしろ。絶対にあなたを殺すような、そういうことはやらないでしようけれど、少なくともあなたは陳謝これつとめなければ帰られないという状態に遭遇するでしょう。だから、この国会の審議の中に、自分の気持ちはこうなんだからというだけで通そうとする考え方は無責任だ、こう言うのです。しかし、これは何ほ繰り返しても同じですから……。そういうことは納得はできないわけでは

そこで、第七の「中小企業者以外の者の事業活動の調整等」によつて中小企業者の事業活動の機会を適正な確保を図ること。これに対しては、あなたも大臣も、大企業の不当の進出を抑え、著しい弊害が起これば規制をするようにお答えになつておる。これは非常に重要な点であります。さらにまた、自民党の提案の中には、大企業、中小企業——特に大企業と書いてあつた記憶いたしますが、調整ということがあつた。これは政府案の中からは消えている。いわゆるしる向きになつておる。私どもが指摘しておるのはこの点です。しかし、第七号の中にその片鱗があらわれております。そこで不当の進出という、不当とはどういふことをさすのか。さらにまた弊害が起これば規制をするというところは、政府は、どういふ具体的な規制を考えておられるのか。調整ということになつてくると、当然調整委員会というものが考えられてこなければならぬのであるが、これらの点に対しての具体的な考

○植詰政府委員 この不当と申しますのは、国民経済的に見た場合に放置できないという意味でございます。これはみんなそれぞれ適法、公正に活動しているという場合でも、そのために中小企業者が非常な苦しみにおちいるといったような場合には、緊急避難的にしてはらぐの固待つてくれ、あるいは程度をゆるめてくれというふうなことが、具体的に調整ということになつて、また不当というものを発動する具体的な場合にならうかと存じます。たとえば、現在中小企業団法でアウト

サイダーの規制命令というふうなことをやつておられますし、また、小売商業調整特別措置法で小売商業者その他のものとの間の紛争が起つたという場合には、その紛争があつて、調停する、あるいは限知事あるいは通産大臣が勧告をするといったようなことをやつておられます。われわれもいたしましては、今後さらにこのようないし基本的にはおのおのがみんな適法、公正に経済活動をやつておるわけでございますので、やっちゃいかぬということをお犯しているという場合は非常に少ないのじゃないか、こういうふうな思われましますが、なるべく自主的に話し合ひをするというふうなことが、結果的にうまくいくのじゃないか、そういうふうなことを考えておられます。この点につきましては、非常に大きな問題でございします。この基本法を通していただきましたので、政策審議会ができましたならば、その政策審議会あたりに、第一番目の問題として、いろいろなこういふ大企業との間、あるいはその他の中小企業者以外のものとの間に事件が起つた場合には、どういふふうなやりのが一番いいかというふうなことに、御検討いただきたい、そういうふうなことを考えておられます。

それから先ほど来底上げといつてもさつぱり具体的な施策がない、こういうお話がございましたが、われわれとしては、その全体のあれを中小企業対策として考えておられますし、全部適正な規模に達するために小さな規模の方々はひとつ協業しておや

りなさいということについては、わずかでございませうが、予算化もして、先ほどのようなことで、その点もあわせて先ほどの答弁の不足を補わしていただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 どうもあまり申し上げると、ちょうどあなたをいじめるようなことになりまして、私も心臓が弱いのであまり言えない。それでは答弁にはなりません。納得できないのであります。それと、いままでもあなた方のほうでは、大企業の不買進出というものに対しては、あなたの言われた意味の行政指導でいろいろおやりになつてきたらうけれども、ほんとうは、いままでできていないのですよ。だから、そういう重要なことを行政指導でできるほど、中小企業庁というものは、長官個人に対してはまことにお気の毒なことはですけれども、それほど権威のある機関にはなつてない。それではだめですよ。だから、調整をする、規制をするならば、調整委員会をおつくりになつて、そうしてそういう重要な問題を処理するということをお考えにならなければだめじゃございませぬか。どうですか。

○樋口政府委員 いろいろな行政指導は、決して中小企業庁だけがやっておるのではないことは御存じのとおりでございます。中小企業行政の大部分は、第一線部隊は各都道府県というところになつておりまして、府県知事にお願ひしていろいろとやつていただいております。おのわけでございます。われわれは、全国の都道府県、あるいは市町村、それから各省というものと連絡をとりながら、行政指導ができるだけすみずみまで行き渡るといふことにせつつかく

努力しておるつもりでございます。

それから紛争の調停等について、通産省あるいは中小企業庁というものだけではとてもさばけぬじゃないかと、いろいろお話しをしますが、これはわれわれといたしましては、同じ産業界というものには起るいろいろな問題点でもございませうので、それはやはり産業界政策的な見地から、また国民経済全体というものを考えあわせて処理すべきものでありまして、いますぐ先生の御説に同感を表するわけにはいかないわけでございます。

○中村(重)委員 あなたの信念は信念として伺いますが、ともかく紛争の問題もそうです。この中に紛争処理の機関がないという事は、まことに現実を無視した姿である、ほんとうに中小企業のことをお考えになつておられないという事の証左だ、こゝ私は判断せざるを得ません。さらにまた、いま私がお尋ねしておるのは、あなた方の御答弁の中にあつた点を取り上げて言つておるのですけれども、国の施策の第七号にあること、これは行政指導ではだめだ。また、ましてやいまあなたが通産省や中小企業庁だけがやるのではなくて、これは地方自治体でやるのもらうのだ、こゝいうことでは全然答弁になりませぬ。しかし、時間の關係もございませうので、本日は留保いたします。これで終わりたいと思ひます。

○達澤委員長 次会は公報をもつて御通知することといたし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

〔参照〕  
金属鉱業等安定臨時措置法案(内閣提出第一六九号)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

商工委員會議録第三十四号中正誤

八五	行 誤	正
九一	生命の自由	生命、自由
九一	経営も	経営にも
九一	事業の分野	事業の分野
九一	野、中小企業者	野、中小企業者
九一	これを行使	これを規制
九一	中小企業者	中小企業者
九一	基本法案	基本法案